令和3年第1回定例会議案審查特別委員会会議録

令和3年3月17日 午後 1時27分 開 議

出席委員

川村成二 委員長 副委員長 櫻 井 繁行 員 矢 龍 人 委 П 委 員 鈴 木 良 道 委 中 根 光 男 員 委 員 佐 藤 文 雄 委 員 豊 加 古 治 委 員 古 橋 智 樹 委 文 子 員 田 谷 委 栖 丈 治 員 来 委 員 設 楽 健 夫 委 嶋 員 宮 謙 委 員 久 松公生 委 員 小 倉 博 委 員 櫻 井 健

欠 席 委 員

なし

出 席 説 明 者

坪 井 市 長 透 副 市 長 横瀬 典 生 市長公室長 小松塚 隆 雄 総務部長 木 村 俊 夫 都市産業部長 鈴 木 芳 明 教 育 部 長 﨑 守 田 政策経営課長 浩 槌 田 幸 総務課長 坂 本 重 男 検査管財課長 加 藤 洋 税務課長 木 義 和 元 納 税 課 長 齊 藤 健 学校教育課長 岩 井 雄一郎 生涯学習課長 仲 澤 勤

					スポーツ振興課長			齌	藤		明
					企 画 監			大和田			浩
					都市整備課長補佐			岡	﨑	祐	介
出	席	書	記	名							
					市	民	課	髙	野	陽	子
					子ど	も家	庭課	吉	田	貴	紀
					議会	事	务 局	柏	﨑	博	子
					議会	事	务 局	澤	田	幸	_

議 事 日 程

令和3年3月17日(水曜日)午後 1時27分 開 議

1. 議案の審査

- (1) 議案第 4号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- (2) 議案第 5号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- (3) 議案第13号 かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例の制定について
- (4) 議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号)
- (5) 議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算
- (6) 議案第25号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- (7) 議案第26号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開 会 午後 1時27分

○川村成二委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 それでは、ただいまから昨日に引き続き令和3年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。 本日の日程は審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第4号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長(木村俊夫君)

議案第4号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先般、開催されました全員協議会の中でご説明を申し上げましたとおりでございますので、補足説明等はございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長(木村俊夫君)

議案第5号 かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、先ほど申し上げましたとおり全員協議会のほうでご説明をさせていただいた内容のとおりとなっておりますので、特に補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。〇川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

この会計年度任用の期末手当の問題ですけれども、前回のほうでも正職員ですか、のほうに対しての減額、期末手当ですが、引下げがありました。そのときに私反対をしたんですね。今こういうふうに引き下げるべきではないという立場ですので、反対です。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号)のうち、総務部所管の歳 入歳出予算に関する部分を議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長(木村俊夫君)

それでは、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号)につきましては、総務課と危機管理担当、さらに検査管財課、それぞれの課長よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○総務課長(坂本重男君)

それでは、私のほうからは総務課の危機管理担当所管事務を除く、総務課所管の補正予算についてご 説明をさせていただきます。

歳出の説明になります。

議案集53ページをお開き願いたいと思います。

53ページ、2枠目の一番上にございます2款1項1目一般管理費の01職員等人件費、退職手当特別負担金825万8000円でございますが、退職手当特別負担金に不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。経過を申し上げますと、当初予算で9名分を計上し、12月議会にて年度途中退職者3名分と勧奨退職者2名分を補正しておりまして、今般、勧奨退職者1名分を計上させていただくものでございます。

次の13人事管理事業、双葉町職員派遣負担金490万7000円につきましては、被災地職員派遣支援を行ってまいっております福島県双葉町におきまして、令和4年度に特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除が予定されており、固定資産税の課税に係る知識・経験を有する職員に不足が生じることが懸念されるという要請を受け、相互の人事交流を実施したことに伴う1名分の負担金を計上させていただいてございます。

○検査管財課長(加藤洋一君)

それでは、検査管財課所管の補正予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、議案集の51ページをお願いいたします。

中ほどの17款2項1目財産売払収入、1節の不動産売払収入でございます。普通財産の売払収入がございましたので、増額をするものでございます。内容につきましては、加茂地内の連なった土地3筆合計面積が647.25平方米につきまして、売払いを行ってございます。価格につきましては鑑定評価を行いまして、公有財産取得価格等評価委員会で審議をし、決定した価格となっております。3筆のうち2筆が1平方米当たり1万400円、残り1筆が1平方米当たり8,860円でございます。

次に、歳出についての補正予算でございます。

議案集53ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費、02霞ヶ浦庁舎財産管理事業でございます。まず、燃料費でございますが、コロナ禍の影響で公用車での出張等が減ったことで、燃料費の支出が抑えられたため、減額をするものでございます。次に、光熱水費でございます。理由としましては、電力供給先の変更に伴いまして料金が安価となったため、減額をするものでございます。次に、福祉バス運行業務委託220万円、それから次の大型バス借上料675万円につきましては、コロナ禍の影響によりまして、各種団体等のバス利用がほとんどなかったため、減額をするものでございます。

続きまして、03千代田庁舎等財産管理事業でございます。まず、光熱水費でございます。理由としましては、霞ヶ浦庁舎財産管理事業と同様でございまして、契約時において料金が安価となったため、減額をするものでございます。次に保険料、理由としましては予算計上時の積算と契約時においての差金が生じたため、減額をするものでございます。

次に、次ページの上段になりますが、発電機更新設計委託66万6000円の減額でございます。理由ですが、千代田庁舎防災センター非常用発電機更新工事設計業務委託の入札差金が生じたことから、減額を

するものでございます。

○企画監(大和田 浩君)

総務課危機管理担当所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。

議案集の49ページを御覧ください。

15款2項1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金につきまして、201万5000円を減額補正するものであります。これは防衛省北関東防衛局からの補助金でありまして、防災無線整備事業費としまして当初2億4428万3600円を計上させていただいたところでありますが、入札によりまして補助対象事業費が減ったことによる減額となります。

次に、52ページを御覧ください。

22款1項3目消防債、1節の防災無線整備事業債につきましても防災行政無線デジタル化整備工事に係る起債でして、入札によりまして補助対象事業費が減ったことにより、70万円の減額となります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

議案集の61ページを御覧ください。

9款1項4目災害対策費、10節需用費の52万1000円であります。本件につきましては、05災害対策事業、防災行政無線や防災井戸などが故障した際の修繕料として計上していたものでありますが、今年度につきましては、故障箇所が少なく、修繕料に執行残額が発生する見込みとなったため、不用額として減額補正するものであります。

次に、同じく、14節工事請負費の557万1000円でありますが、本件は08防災無線整備事業(政策)、防 災行政無線デジタル化整備工事として計上していたものでありますが、デジタル化整備工事のうち附帯 工事の発生が少なかったことにより、執行残額が発生する見込みとなったため、減額補正するものであ ります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、総務課及び検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいた します。

○宮嶋 謙委員

すみません。防災無線についてちょっと、補正の細かい金額ということじゃないんですが、ちょっと 関連でお伺いしたいんですけれども。

今年のお正月早々、水道がポンプの故障か何かで止まって凍結騒ぎがあったように聞いているんですね。そのときに市役所に電話を何名かの方がしたら、寒いからおたくのところ凍っているんじゃないですかと。いや、隣も出ないよと言ったら、じゃ、お隣も凍っているんですかねというような話だったらしいんですね、当初ね。よくよく確認していただいたら、大塚団地のポンプが壊れていたということがあったんですが、そのときに防災無線が機能しなかったと、そのときに壊れていたんだというような話を聞いたんですけれども、そういう事実があったのかどうかということと、その際に防災無線に代わる、車で放送で、今壊れている水道、復旧までどれぐらいかかりますとか、そういう案内を車で回るとか、そういう対応ができなかったのかなというのがちょっとありましたもので、ここでお伺いしているんですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長(木村俊夫君)

今2点ほどございました。下稲吉第一浄水場のポンプが故障して、空気を送ってしまったということ

で、配水ができなかったというような形の内容かと思われます。その際に電話の応対で、例えば凍結でとか何かというような事実がございました場合には、我々のほうでちょっと、そういったことはちょっとまずい内容なんで、そこはちょっと改めて確認をして指示していきたいと思います。

防災無線、こちらのほうが使えなかったというのは、これはないことでございます。防災無線、当時は壊れてはいませんでした。多分防災無線を使うとなると、区域全体に広がってしまうということだと思います。下稲吉第一浄水場の持つ給水範囲というのが、上稲吉地区であるとか、そういったところで限定されている部分でありますので、そういった場合には、通常、広報車を回して歩くというような形になるかと思います。広報車については選挙用の広報車、私どものほうでもございますし、多分、上下水道部のほうでも広報車についてはあるのかなとは、確認はしていないんですが、と思うんですよね。そういった部分には速やかに広報車を回すとか、そういったことはきっと対応しなくちゃいけないような内容だと思いますので、今後そういった点については気をつけて、みんなで各課連携して対応していくような形でやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○佐藤文雄委員

関連して、なぜそういうふうになったんですか。なぜそういうふうに広報しなかったり、対応が適切でなかったんですか。

○総務部長 (木村俊夫君)

当時、私どものほうにはそういったちょっと連絡は来ていなかったものですから、そこでの対応はちょっとできなかったような形になっています。そこはちょっと確認をさせていただきたいと思います。 申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

危機管理の大きな一つですから、水道がストップしたということはね。こういう危機管理に対して即答弁ができないというのはやっぱり反省が足りないというか、きちっとした対応について、今後の在り方についてやはり問題があるというふうに思うんですが、いかがですか。

○総務部長(木村俊夫君)

広い意味では危機管理といった形でそういった部分も捉えられると思いますので、そこはちょっと担当部局と十分な協議をさせていただいて、速やかに対応できるような体制、こういったものを考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長(木村俊夫君)

それでは、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算、それぞれ総務部所管の総務課、検査管財課、税務課、納税課、各課長のほうよりご説明を申し上げますので、よろしくお願いします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○総務課長(坂本重男君)

それでは、総務課、危機管理担当を除く総務課所管の令和3年度予算についてご説明をいたします。 まず、歳入で大きく変わった部分についてご説明をいたします。

予算書の26ページをお願いいたします。

予算書26ページの21款 5 項 7 目 1 節雑入におきまして、市職員派遣に伴う人件費の負担金収入を 3 件計上しております。上から 8 件目の霞台厚生施設組合派遣職員負担金、 2 点目が 3 件飛ばしまして、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金、 4 件飛ばしまして、被災地職員派遣負担金の 3 件、計 4 人分でございます。また、昨年まで計上しておりました新治地方広域事務組合派遣職員負担金、茨城県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金は、派遣の終了に伴いまして計上をいたしておりません。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

説明につきましては、政策事業の職員研修事業については大きな増減はございませんので、説明は省略させていただき、計上経費のうち、大きく変動のあるものについて説明をさせていただきます。

予算書の33ページをお願いいたします。

33ページ、2款1項1目の一般管理費でございます。一番上の事業、13人事管理事業では、育児休業等の代替職員の経費を計上しておりますが、計上人員を8名から5名としたことから、1節会計年度任用職員報酬で前年比3名分409万5000円の減となってございます。同事業の一番下、先ほどの補正予算で説明させていただきました18節双葉町職員派遣負担金を今年度計上させていただいております。

次に、49ページをお願いいたします。

49ページの下段にございます2款4項2目衆議院議員選挙費、02衆議院議員総選挙事業につきましては、令和3年10月21日に任期満了を迎えますことから、1618万4000円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

中段にございます3目茨城県知事選挙費、02茨城県知事選挙事業につきましては、令和3年9月25日 に任期満了を迎えますことから、1588万2000円を計上してございます。

続いて、人件費について説明をさせていただきます。

130ページをお願いいたします。

130ページの中ほどにございます2の一般職、(1)総括の表でございますが、令和2年度から一般職としての会計年度任用職員制度が創設されましたことから、会計年度任用職員については下段に四角の括弧書きで別掲にて記載をしております。また、上段の職員数の脇の括弧書きに、再任用短時間勤務職員数を別掲として記載をしております。

まず、上段の常勤職員に係る職員数は、本年度は前年度と同じ372人、再任用短時間勤務職員が4名増の予算計上となっておりますが、給与費、共済費の合計が29億1111万4000円で、前年比71万5000円の減となってございます。また、会計年度任用職員につきましては、前年度316人に対し、本年度211人で、105人減でございます。報酬額は職員数の減に伴い、5177万3000円の減、職員手当については、昨年度は制度導入のため期末手当の期間率が減額されておりまして、本年度は期間率の減額がないため、1929万7000円の増額となっておりますが、共済費を合わせた合計では人員減に伴い、3596万円の減となっております。なお、会計年度任用職員の大幅な減員の要因といたしましては、放課後児童クラブの民間委託への移行によるものとなってございます。

なお、他の会計につきましても、それぞれ給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただ

ければと存じます。

さらに、新年度の職員の配置予定について、2点ほどご説明をさせていただきます。

1点目は、新治地方広域事務組合廃止に伴う職員の受入れについてでございます。

「資料の有無について発言する者あり】

○総務課長(坂本重男君)

資料は用意してございません。口頭での説明ということでさせていただきたいと思います。

新治地方広域事務組合と本市で締結しております協定に基づき、令和3年4月に受入れの対象となる職員は平成30年4月に先行受入れを行い、霞台厚生施設組合に派遣をしておりました職員4名と広域事務組合職員10名の計14名となってございます。霞台厚生施設組合では関係組合から職員採用を行うこととしており、本市受入れ予定の予定対象職員からは5名を採用するよう予定となってございます。このため、本市での受入れを予定している14名のうちから5名が霞台厚生施設組合職員となり、9名をかすみがうら市で受入れを行うことになります。9名の内訳としましては、2名が先行受入れをしております職員、さらに広域事務組合から新たに7名の職員を受入れを行うことと予定してございます。

次に、2点目でございます。

地方創生人材支援制度によります国家公務員の派遣受入れについてでございます。

本市では、同支援制度により平成28年度から平成30年度までの3か年、経済産業省関東経済産業局から西山理事を派遣していただいた経過がございます。地方創生関連施策を引き続き推進すべく当支援制度による人材派遣の申請を進めたところ、西山理事と同じく経済産業省関東経済産業局から令和3年度からの2年間の派遣をしていただける運びとなりました。配置予定といたしましては、産業経済部理事を予定してございます。

以上の内容を含めまして、人員配置については、令和2年4月の常勤職員405名に対し、令和3年4月 も同数の405名を予定しているところでございます。

○企画監(大和田 浩君)

それでは、総務課危機管理担当所管の令和3年度予算について説明をいたします。

予算書より、まず歳入について説明をいたします。

28ページを御覧ください。

22款1項5目消防債、3節の災害対策本部映像表示システム整備事業債につきまして、災害対策本部映像表示システム整備工事に係る起債でありまして、緊急防災・減災事業債を活用しております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

説明につきましては、政策経費と、そして経常経費のうち、大きく変動のあるものについて説明をいたします。

予算書につきましては、101ページをお願いします。

9款1項4目災害対策費の03防災訓練事業(政策)につきまして、中央防災訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たない中、令和3年度におきましてもコロナ禍における地震発生を想定した避難所運営訓練を、今年度と同様に市内の防災士や訓練重点区域の行政区長など対象を限定しまして、6月と7月に霞ヶ浦南小学校区と千代田中学校区の2か所で実施するように計画しております。

続きまして、102ページをお願いをいたします。

一番下の行になりますが、06災害対策事業(政策)でございます。前年比665万円の減となっております。この減の主な要因といたしましては、昨年度につきましては、令和元年度の台風19号などを踏まえ

まして、食料や飲料水などの非常持ち出し品を日頃から準備していただく心構えを持っていただくために、各家庭に非常用の持ち出し袋を配布したことによるものであります。数量につきましては1万6000 枚購入いたしまして、各行政区を通しまして約1万3000枚配布しております。行政区に所属していない世帯や新たに市に転入してこられた世帯につきましては市の窓口で配布しております。

また、災害時には自助・共助による活動が大変重要なことから、自主防災組織結成に向けまして、防 災研修会や地区防災計画研修会等を実施し、組織の役割やその必要性、結成方法等について説明会等を 引き続き行ってまいりたいと考えております。さらに、市民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上を 図るために、来年度も防災士の資格の取得に要する経費に対しまして補助金を交付していきたいと考え ております。

同じく102ページです。

9款1項4目災害対策費の05災害対策事業、これは経常でございますが、につきましては、前年比7459万6000円増となってございます。主な要因としましては、有事の際に既設の防災行政無線発令判断支援システムやインターネット情報、さらにテレビ放送やIP無線並びにテレビ会議などの映像・音声を素早く収集しまして、一元的に表示・視聴することができます災害対策本部映像表示等システム整備事業5346万円、これを導入するものであります。この事業をすることによりまして、災害時の情報共有を図りつつ正確な意思決定と迅速な地域住民向けの情報伝達が可能になるものと考えております。

また、17節備品購入費の災害備蓄品防災倉庫1323万3000円についてでありますが、感染症と自然災害の複合災害に備えまして、間仕切りパーティションや段ボールベッドなどの防災備蓄品を災害発生時に速やかに準備できますように、事前に各避難所に安全かつ清潔に分散備蓄するための管理状態の優れた頑丈な貨物コンテナ倉庫、これを整備するものであります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言お願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、人員の問題で随分話していただきましたけれども、やっぱり整理してこう分かるようにしていただきたいんですよね。なかなか書き留められないですよ。特に霞台厚生施設組合の派遣負担金が527万9000円でしょう。これ1人だというふうに思うんですが、1人ですよね。平成30年に14名でしたっけ、今14名って言いましたよね、14名、4名ですか。いや、4名を派遣したんですよ。新治広域事務組合から14名を引き取ったわけでしょう。そのうちの4名が霞台に行ったんじゃないんですか。そこら辺もよく分かりません。今、私の記憶の中で話したので言っているんでね。今年度がやはり解散に伴って、何名ですか。14名ですか。何名、新治広域から入って、それを今度は市が市職員として採用して、霞台に派遣するんですか。それとも、これは派遣にありませんから、霞台のほうに直接採用してもらうということになっているのか。そういう整理が必要なんですよ。霞台厚生施設組合は前にも生活環境のところで話しましたけれども、現在は3名なんですよ、職員がね。ところが、今度は15名になるんですよ。その15名のうちの当市が9名なんですか、5人なんですか。そこら辺が分かりにくいんですよ。

それと併せて、定員の適正化というの、去年ですか、の4月に改定をしましたよね。その改定した後に、今回の来年度の予算では、どのくらいにその適正化に基づいて実行しようとしているのか。その比較も本当は欲しいんですよ。どうですか。

○総務課長(坂本重男君)

口頭での説明ということでさせていただきましたが、まず1点目の新治広域職員からの受入れの状況

につきましては、協定に基づき、現在、対象となる職員が14名のうち、4名を平成30年4月に先行で受入れをして、4名を霞台のほうへ3年間派遣をしておりました。そのほかに10名が新治広域のほうから受入れを行う予定の職員がおりまして、全体で14名です。霞台のほうでは、その14名のうちから5名を霞台の職員として採用するというような予定となっております。その中で5名ですので、残り9名がかすみがうらの職員ということになります。その内訳が、先行して受け入れた4名のうち、2人は市に残りまして、2人は霞台のほうに行くと、そのほかに新治広域の10名のうち3名が霞台の施設組合に行きまして、残りの7名が本市のほうで今度の4月に受入れを行うというような流れとなっております。この点については、資料で別途整理して提出をさせていただきたいと思います。

あと、定員の関係でございます。こちらにつきましては、先ほど職員の配置については、予算については令和3年1月1日現在の現員現給で計上しておりますので、全体の職員数が401名の予算計上でございます。ただし、実際の配置は4月の配置になりますので、予算の人数とは若干相違がございまして、先ほど説明させていただいた新治広域職員からの受入れ、あと国のほうから派遣職員を含めまして405名の予定となっています。計画につきましては、新治広域の受入れが不透明であったことから、その分は除いて404名というような予定でおりましたが、今年度中の年度途中退職者、さらに勧奨退職者などを除いて、配置予定が405名ということで、計画の1名増というような配置予定となってございます。ということでございます。

新治広域関係の職員の受入れについては、資料を整理させていただいて、提出をさせていただきたい と思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今の新治、それから霞台、その流れに沿って整理して提出していただきたいと思います。

○総務課長(坂本重男君)

はい。それでは、資料を整理させていただいて、後ほど提出をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

防災の件なんですが、前年度と比較して大きいのが需用費だったんですが、その需用費は防災のための各家庭に配る備品を1万件か何件かを提出したというのが今回はなくなったよということで理解したいんですが、今、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る充当先一覧というのを頂いたんですが、今ご発言なさった防災倉庫の備蓄ですか、災害備蓄品の防災倉庫の設置については、これは感染症対策に該当するんでしょうか。

○企画監(大和田 浩君)

今回、この交付金でこの防災倉庫を扱わせていただいているという話を伺っております。昨年度購入いたしました間仕切りパーティション、これにつきまして、感染症対策という形で購入させていただいておりまして、また、そのほかにマスクやアルコールなど、その他そういったものを購入いたしまして、それを入れるところが今ないという状況でして、今、じゃ、どういうことになっているのかというと、一例として千代田講堂などは廊下にちょっと置かせていただいているというそういう状況になってございます。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時11分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時12分]

答弁を求めます。

○企画監(大和田 浩君)

今回の防災倉庫につきましては、感染症対策のための間仕切りパーティションなどを入れるものという形になっておりますので、対象だと考えております。

○佐藤文雄委員

今の防災倉庫というのでは間に合わないと、今年度パーティションなり災害対応の段ボールベッド 等々、これを確保するための倉庫がないので、新しく防災倉庫をウイルス感染症対策として造るという ふうに思いますけれども、この防災倉庫はどのぐらいの規模になるんですか。

○企画監(大和田 浩君)

今回予定しております防災倉庫につきましては、JRコンテナ、これを流用したものでありまして、間口が約4メートル、奥行きが約3メートル、高さが2.5メートルほどのコンテナ式の防災倉庫となります。

○佐藤文雄委員

コンテナ式の防災倉庫で、この防災倉庫も基礎工事は要るんですか。

○企画監(大和田 浩君)

足元のところにコンクリートブロックのような土台が必要となります。

○佐藤文雄委員

いや、金額が396万もするからさ。その土台、コンクリートブロックみたいな形でやるんだったら、396 万もかからないよね。 どうですか。

○企画監(大和田 浩君)

今回購入を予定しておりますのがコンテナ倉庫12個で、1か所当たり約30万円ほどの工事費を見込んでおります。

○佐藤文雄委員

だから、そういうふうに数字もきちっと言ってくださいよ。コンテナって言ったってさ、今どのくらいというふうに言ったけれども、12個でしょう。12個も置くコンテナの場所はどこですか。どこに置くんですか、それは。どこに設置する予定なんですか。

○企画監(大和田 浩君)

昨年度コロナ禍における避難所の指針を8月に策定しておりますが、その策定した10か所の避難所に 設置する予定であります。なお、10か所で12個は合わないんですけれども、やまゆり館と働く女性の家 に2個、あとの8か所を1個ずつという形で現在計上してございます。

○佐藤文雄委員

これも大事なことですから、その一覧表を出しておいていただけますか。避難所10か所に設置するよと、避難所はどことどことどこだと。そこに1個、あとは2個のところは2個というふうに一覧表も作っていただけますか。

○企画監(大和田 浩君)

後ほど作成いたしまして、ご報告申し上げます。

○古橋智樹委員

130ページの人件費の明細の点で、再度ご説明をいただきたいんですが、時間外手当1900万増えるというのは、これはどういうことでしょうか、お願いします。

○総務課長(坂本重男君)

主に、選挙に関する時間外手当の増となってございます。令和2年度は、選挙がございませんでしたので、その分が計上になったというような状況です。

衆議院議員選挙総選挙費では、時間外勤務手当が予算書の49ページにございます。49ページの中ほどにございます、01職員等人件費、時間外勤務手当1,076万円、さらに、知事選挙につきましては、次のページの50ページにございまして、こちらも1027万2000円というような部分が主な増でございます。

○古橋智樹委員

再任用の数字についてお伺いしたいんですが、4人増えるということですが、これは消防職の方も含めてということでしょうか。

○総務課長(坂本重男君)

消防職も含めてでございます。この人数につきましては、1月1日現在の配置人員というようなことになってございます。本年度が令和3年1月1日現在の人数で、前年度が令和2年の1月1日現在の人数というようなことでございます。

○古橋智樹委員

消防職の方の再任用、かつては事務職のほうに配置されたりということで見てきましたけれども、次 年度、3年度からはどのような配置予定なんでしょうか。

○総務課長(坂本重男君)

消防職の再任用につきましては、委員ご指摘のように、制度が始まった当初のころは、消防職の方が一般職の部署で再任用というような運用でございましたが、その後、消防と協議を進めまして、昨年かその前の年度あたりから、消防職であった再任用職員については、消防部局のほうでの配置というようなことでお願いをしております。

○古橋智樹委員

そうすると、その消防部局での再任用の配置については、総務課に聞いても分からないですかね。消防の総務課に聞かないと、今後どのような配置にするかというのは分からないですかね。

○総務課長(坂本重男君)

こちらでも配置の箇所は把握をしてございます。ただし、翌年度の配置予定につきましては、まだ非公開の状況でございます。昨年度については、総務課ともう1か所、どこでしたかね……。すみません、現在、手持ちに持っておりませんで、消防本部の内部での配置と伺っております。すみません。

○古橋智樹委員

今後、また消防の総務課のほうと総務課で、人事の適正配置ということで協議すると思うんですが、 要望で言わせていただきたいんですが、昨日、消防のところで、予防課の活動のことでお尋ねしたんですが、事業所等の立入検査をもうちょっと充実しないかということで予算を聞いたんですが、社団法人の資格とかの方を増やしていくような答弁あったんですけれども、やはり、消防署の方が立入検査したほうが、地域の安心・安全なまちづくりのためには必要な形だと思いますので、当然、消防の方の再任用というのは、消防部局でやることが一番効果的だというふうに思いますけれども、その消防の予防課と環境保全課等の産廃の管理とかそういうのは、やはり、再任用の方が週三、四回出る上ではやりやすい仕事だと思うんですよね。ほかの業務の流れとまた違うスパンでできると思うので。

ですから、役所で培った三十、四十年の人材を有効に使うためには、草刈りとか、また、行政の窓口なんかを簡単にやらせるようなことじゃなくて、人材をもっと有効活用できるような、言わば、例えば野球とかサッカーに例えれば、今度はコーチになれるような立場の経歴をお持ちなんですから、そうい

う配慮をして、再任用の方の人事配置については、配慮していただきたいというふうに考えております。 要望です。

○総務課長(坂本重男君)

ご意見につきましては、参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮嶋 謙委員

災害時の防災備蓄品というんでしょうか、アルファ米みたいな、あるいはお水とか、あれは次年度、 新年度の購入というのはあるんですか。あればちょっとどこだか、ないならないでお願いします。

○企画監(大和田 浩君)

災害用備蓄品の食料品とか水なんですけれども、保存年数が決まっておりまして、それが来る前には やはり交換しないといけませんので、それにつきましては購入する予定はございます。

○川村成二委員長

具体的に予算書のどこにあるかを言えば、次年度以降は質問がなくなります。しっかり答弁してください。

暫時休憩いたします。 [午後 2時25分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時26分]

答弁を求めます。

○企画監(大和田 浩君)

失礼しました。予算書の102ページ。

9款1項4目の10節の消耗品費156万7000円の中に入ってございます。内訳につきましては、飲料水については38万6100円、保存用ようかんが6万2700円、カロリーメイトが7万2900円、ビスケットが35万6400円、備蓄用ラーメンが15万8400円、アレルギー対応のミルクが5万2800円となってございます。

○宮嶋 謙委員

入替えのときに、古い期限が迫っているものの取扱いはどうなっていますか。

○企画監(大和田 浩君)

防災に関わる講習会とか、あとは防災訓練などの際に配布したりして活用してございます。また、ミルクにつきましては、使う方が乳幼児ということで限定されておりますので、市内の保育所等で希望を聞きまして、希望のあるところに引き取っていただいているというのが現状でございます。

○宮嶋 謙委員

今年度、職員に配ったという話を聞いているんですけれども、いかがですか。

○企画監(大和田 浩君)

確認してみないと何とも言えないです。

「宮嶋委員「あなたの判断を答弁してください」と呼ぶ]

○企画監(大和田 浩君)

分かりました。これは、恥ずかしい話ではあるんですけれども、消費期限が切れてしまったものが一部ありました。それにつきましては、廃棄している、そういう状況であります。

○宮嶋 謙委員

私が間接的に聞いた情報によれば、アルファ米が入替えになるんで、職員さん欲しい方は連絡くださいという通知が回ったというふうに聞いています。それが事実か分かりませんが、私は間接的に聞いておりますので、出どころは危機管理担当だというふうに聞いておりますので、今一度お調べいただいた

ほうがよろしいかなと思います。

それと、以前に入替えの食品をフードバンクなどに活用してみたらいかがでしょうかという話をしたときには、防災訓練なんかで市民の方にお配りしていますというご回答だったんですね。だからまあそれはそれで、市民の方がそれで活用されればよろしいかなと思ったんですけれども、こういうコロナ禍で、防災訓練で人が集まれないとかいうこともあったんじゃないかなと思うんですが、もうちょっと計画的に、まあ今、期限が切れてしまったものもあったというお話もありましたが、計画的に管理をしていただくことと、あとは本当に食べるのに困っている方もいらっしゃるので、期限が切れる前であれば、喜んで頂く困った方もいらっしゃいますから、ぜひ今後ご検討いただいて、連携を取っていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○総務部長(木村俊夫君)

大変申し訳ございません。我々のほうでもちょっと把握してございませんでした。申し訳ありませんでした。これは必ずチェックをさせていただきたいと思います。

今ございましたように、今年度予算で、来年度予算で消耗品、需用費ですね、物を購入しますので、 賞味期限が切れる前なのか、そういった部分はちょっと確認しながら、新年度入ってすぐにでも物を購入すれば、その分、賞味期限がちょっと時間持ちますので、そういった部分での、皆さんというか、そういった形のフードバンクであるとか、活用は幾らかできるかと思いますので、そこはちょっと検討させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○櫻井健一委員

102ページの06災害対策事業(政策)なんですが、自主防災組織の講習会の講師謝礼というのは、これは何名で、何時間ぐらいを想定されての謝礼なんでしょうか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時32分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時32分] 答弁を求めます。

○企画監(大和田 浩君)

現在予定しておりますのが、自主防災組織、あと行政区等の講習会、これに講師謝礼としまして、5 回分2人、あと防災士の研修会、これも予定しておりますが、これにつきましても講師謝礼を1人5回 という形であります。

○櫻井健一委員

ありがとうございます。それで、防災士の資格を取った方に補助とかということはあるんですが、取られた防災士に対して、これから避難所等で起こり得る問題などをお話できるような、実際に被災地で活躍されたような講師の方などを呼んで、そこから先の、実際起こり得る問題を共有できるような講師なども呼んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画監(大和田 浩君)

防災士の研修会のときの講師の選定の際に、今、委員の言われましたことを参考にさせていただいて 選定したいと思いますので、その際はまたご助言等よろしくお願いします。

○設楽健夫委員

06の災害対策事業(政策)のところの同じく、自主防災組織の補助金というふうに30万計上されていますけれども、これは組織数としては幾つぐらいを想定しているんですか。また、今、組織されている

箇所は何か所になっていますか。

○企画監(大和田 浩君)

現在、市内で組織されております自主防災組織につきましては13組織となってございます。毎年、自主防災組織の結成について講習会等を実施しておりますが、今年度につきましては、予算としては15カ所を計上してございます。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時35分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時35分] そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、総務課に対する質疑を終結いたします。 それでは、続いて説明を求めます。

○検査管財課長(加藤洋一君)

それでは、検査管財課所管の歳入歳出についてご説明いたします。

まず、歳入ですけれども、予算書22ページをお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、前年比で言いますと5,000円の減となってございます。内容としましては、ゴルフ場などへの普通財産の貸付け24件分でございます。内訳についてですが、補足説明資料を提出しておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、歳出についてご説明いたします。

政策事業がございませんので、主な経常経費をご説明いたします。

予算書37ページをお願いいたします。

2款1項6目財産管理費、03千代田庁舎等財産管理事業、前年比1398万1000円、20.5%の減でございます。主な理由としまして、令和2年度において、フェンス工事等の設計及び工事が完了したことにより減となってございます。

続きまして、次のページ。

05入札及び契約業務事業、前年比65万円、16.4%の減でございます。主な理由としまして、13節の入 札参加資格電子申請システム使用料が減となっておりまして、内容ですが、入札参加資格の定期受付が 2年に1回となっておりまして、令和3年度は定期受付がございませんので、システム使用料が減とな ってございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。 ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。約10分間の休憩といたします。

14時48分に再開いたします。 [午後 2時38分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時48分]

次に、税務課並びに納税課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございませんか。

○総務部長(木村俊夫君)

それでは、税務課、納税課のほうにつきまして、それぞれの課長よりご説明のほうを申し上げます。 よろしくお願いします。

○川村成二委員長

それでは、税務課並びに納税課につきまして、一括して説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○税務課長(元木義和君)

それでは、私のほうから税務課所管の部分について説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、現年度課税分が税務課、滞納繰越分が納税課からの説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、予算書の12ページをお開き願います。

最初に、1款1項1目1節の個人市民税の現年度課税分19億2900万円ですが、新型コロナの影響により所得減少が見込まれるため、前年度対比1億2100万円の減額としております。

次に、2目1節法人市民税の現年度課税分3億7900万円ですが、やはり新型コロナの影響により減収となることを見込んで、前年度対比9500万円の減額としております。

次に、2項1目固定資産税です。1節現年度課税分25億5107万円ですが、新型コロナの影響で事業収入が減少している中小事業者等への固定資産税の減免措置が設けられたことなどにより減収となることを見込んで、前年度対比6193万円の減額としております。2目の国有資産等所在市町村交付金には、前年度同様の額となっております。

次に、3項軽自動車税です。1目1節環境性能割492万6000円ですが、今年度実績を勘案して前年度対 比100万7000円の減額としております。続いて、2目種日別割1節、現年度課税分1億2768万円ですが、 前年度対比で468万円の増額で予算を計上しております。

そのほか、たばこ税等については特に変わっておりません。若干減額しております。

続いて、歳入のほうにつきましては、自動車の臨時運行許可交付手数料などで例年どおりとなります ので、説明は省かせていただきます。

続いて、歳出のほうに移りたいと思います。

予算書の45ページをお開き願います。

45ページの中段からです。総務費、徴税費、税務総務費となっておりますが、こちらにつきましては、 前年度同様なんですが、政策経費というものが一緒になったため、数字的には去年より多くなったよう な形です。

続いて、46ページ、次のページですが、2目の賦課費、こちらも今まで会計年度任用職員等の賃金が 政策予算となっておりましたが、こちら含めての予算計上となりますので、ほぼほぼ前年同様ですが、 増えていますのは、確定申告の電話予約システムの業務委託等について新たに計上しております。

次に、04の固定資産適正評価事業ですが、こちらにつきましては前年対比87万6000円の減額となって おります。これは、令和3年度の評価替えに向けての業務が終了したため、土地評価資料整備業務委託 が減額となったことによるものです。

○納税課長(齊藤 健君)

それでは、納税課分の当初予算についてご説明をさせていただきます。

最初に、歳入についてご説明をいたします。

予算書12ページをお願いいたします。

上段になります、1款1項1目2節の市民税個人分、滞納繰越分になります。予算額は3000万円で昨年度と比べて200万円の減額となりました。

次に、下の段お願いします。1款2項1目2節の固定資産税の滞納繰越分になります。予算額は2800 万円で昨年度予算と比べて200万円の減額となりました。減額の理由は、市民税及び固定資産税とも滞納処分の実施や不納欠損処理により滞納繰越額が減少しております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

予算書47ページをお願いいたします。

2款2項3目の徴収費になります。最初に、本年度の予算2368万1000円の中には、会計課の予算、税等セルフ収納機283万円が含まれていますので、納税課の予算額は会計課の分を差し引いた2085万1000円になります。昨年度の予算と比べて231万9000円の増額となりました。全て経常経費になり、政策経費はございませんが、増額した項目をご説明いたします。

収入未済額縮減対策事業費の予算2022万円には、督促状などの郵送料や市税等納付の手数料などの予算が大半を占めております。予算のうち11節役務費の手数料は959万8000円で、昨年度と比較して227万5000円の増額となりました。増額の理由は、金融機関窓口の納付に伴う新規手数料と、新たに預金残高の照会を電子申請で行うことから、その費用を計上したものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、税務課並びに納税課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

茨城租税債権管理機構ですか、運営事業費は、これは前年度と今年度、令和2年度と変わりませんか。

○納税課長(齊藤 健君)

予算のほうは本年度322万1000円で、昨年度と比べて57万9000円増加しております。

○佐藤文雄委員

増加した理由は。

○納税課長(齊藤 健君)

徴収実績の割合によって、年度で違いますので、令和元年度の徴収額を参考に積算した内容でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長(木村俊夫君)

それでは、議案第25号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をする条例 の制定、こちらにつきましては、前回、全員協議会のほうでご説明を差し上げた内容のとおりでございますので、補足の説明等はございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この目的というか、育児を行う職員にとっては大変なメリットになるんでしょうか。

○総務課長(坂本重男君)

議案第25号につきましては、議案第4号に関連します改正の内容となっております。第4号で短期間 勤務の制度が導入いたしましたので、それに伴う勤務時間等の定めを行う内容でございます。

○佐藤文雄委員

いや、変わらないんですか。じゃ、全く意味がない、変わらないんですか、何か有利なんですかと聞いたんですよ。これによって何らかの形でメリットが、市の職員、こういう方でありますかと聞いたんですけれども。

○総務課長(坂本重男君)

直接的には育児短時間勤務職員というようなことで、これまで制度化されておりませんでした制度が導入されることが議案第4号の内容でございます。そちらについては、これまで育児休業等については育児部分休業というようなことで、1日に2時間の休業が認められておられたものに加えまして、育児短時間勤務というようなことで、週に20時間程度の勤務の4つのパターンから選んで休業を行うことができるようになりますので、そちらについては、該当する職員についてはメリットになるものと考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。 総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長(木村俊夫君)

議案第26号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、こちらも前回の全員協議会においてご説明を申し上げました内容のとおりでございますので、特に補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といた します。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長(田﨑守一君)

議案第13号 かすみがうら市旧学校体育施設条例を廃止する条例の制定についてでございます。 議案概要書は15ページとなります。議案集は36ページです。

補足説明は特にございません。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

この施設の水道、電気等については、今どういう状況になっていますか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

水道、電気、光熱費につきましては、スポーツ振興課のほうで現在支払っております。

[設楽委員「どうなっていますかだよ。施設、施設」と呼ぶ]

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

光熱水費につきましては、各施設ごと支払いをしておりまして、令和2年、今年の合計といたしましては、現在93万7897円、電気料に関しましては69万7514円を支払っております。水道料金につきましては24万383円、電気のほうは通常どおり通電しておりまして、水道のほうは、現在漏水している箇所が何か所かございますので、そちらのほうは止水栓を止めてございます。

○設楽健夫委員

自主防災組織の避難所の件で、一度調べてもらったことがあるんですよ。防災担当のほうでは、漏電、漏水で、体育館の水と電気については使えない状態になっているという報告を聞いているんですけれどもご存じですか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

電気につきましては、現在特に問題なく使われております。水道に関しましては、今おっしゃられた とおり漏水のほうが結構ありますので、止水栓を止めているという状況です。

○設楽健夫委員

統合が平成28年ですから5年たっていますけれども、投票所あるいは避難所としても使っている体育館については、耐震工事について検討するということが再三にわたる質問についても、検討するということが言われてきたと。この耐震工事については、今どういうふうになっていますか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

スポーツ振興課としましては、うちのほうとしても、建物を借りて事業を実施しているというような 状況なんです。あくまでも施設の開放事業を廃止するということなので、建物自体というのは現状でも 残ります。避難所という話がありましたけれども、そちらのほうに関しましては、総務課での判断にな るかと思います。

○設楽健夫委員

最初に、この説明書の中に、社会体育活動等に取り組む市民団体等の使用が少なくなってきている。 施設利用者が減少したことから同条例を廃止するというふうな記載になっていますよね。これ実際は、 耐震工事もやられない、漏電漏水についてもこの5年間の中で使えないような状態になってきている。 そういう状況の中で、使えなくなってきたということについては、これはもうある意味では、悪いほう への誘導としか考えられないんですけれどもいかがですか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

ただいま、その使用が少なくなってきたということでございますけれども、29年度、暫定条例を新しくつくったときは、たしかに500件ほど、年間6施設、6学校使っておりましたけれども、直近ですと90件ということです。8割使用しなくなったということです。残りの8割に関しましても、そのうちの約92%が下大津小学校の一つの施設で使用されているという状況です。

これにつきましては、FMにおきまして無償対応で貸借契約を結んでいる事業者が、当然グラウンドを使用する際に、外にトイレがございませんので、どうしても利用するときは体育館のトイレを使用せざるを得ないということで、体育館の使用ということであがってきております。そういう状況です。したがいまして、従前たる体育館の利用ではないんですが、トイレを使うための体育館の予約というような状況になっております。

下大津小学校の現状では、現在2団体ほどが使っているのかな、そういう状況でありますので、開放会議をやりまして、事前に4月からの振り替えについて利用説明をしましたところ、特に質問等もなく、現有施設での振り替えは当然可能だというふうに考えております。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時08分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時10分] 本条例に対する補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

先ほど申しましたとおり、施設の開放事業を廃止ということで、建物自体は現状のまま残ります。所管につきましても、校舎と同じ学校敷地内の施設全体として一つのものと考えまして、普通財産を所管している検査管財課さんのほうの所管になっているということです。そちらのほうの予算も、令和3年度に検査管財課のほうに計上してあるということです。

避難所に関しましては、建物自体は残りますので、避難所としての利用、これからどうするか、同じように使うのか、使わないのかという判断は、総務課になるかと思います。

○設楽健夫委員

この点については、体育館の管理という形で今説明がありましたけれども、まず、第1に、整備しなければならないところを、まだ未整備状況になっている、使いたいという人も使えない、水も使えない。もう一方における避難所あるいは投票所でも使いますね、そういうところの使用について、これは教育委員会だけで判断していけることではないと思うんですね。

この点については、今後、千代田中学校でも同じようなことが起きていきますけれども、話を聞きますと、FMのほうに聞いてもそれは総務だと、使用についてはスポーツ課だと、避難所の状況について、これ使えるのかどうか避難所として、それについては、防災のほうはスポーツ課だと、スポーツ課はこれはFMだという形で、いろんなところがぐるぐる回っているのが実情なんですよ。

この案件については、もう少しそういう使っている使用体育館の、今、管理状況どうのこうのという ことについては言っていませんよ。使用を含めて、そしてその後、これをどうしていくのかということ を含めて、総体として判断をして、提案をしていただけませんか。

○教育部長(田﨑守一君)

ただいま、設楽委員のほうからご質問がございました。

先ほど、齋藤課長からお話があったように、教育委員会、スポーツ振興課といたしましては、学校施設の中の体育館を暫定利用として使わせていただいたわけでございます。学校自体は普通財産ということで、今、総務部所管のほうに移管してございますので、今後におきましては、普通財産でございますので、総務部のほうで検討がなされるだろうというふうに考えております。

○設楽健夫委員

使いたいとスポーツ関係で、そういう場合にはどこがスポーツ施設として対応していくんですか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

先ほど申しましたとおり、使用している団体が今は1団体しかいないということなので、そちらについては現状の社会体育施設、もしくは現状の小中学校で対応可能だということです。

○宮嶋 謙委員

建物はそのまま残るから、投票所とかその他の理由については、今後、FMとか検査管財のほうで考えるということだと思うんですね。やっぱり一番気になるのは、設楽委員のほうからもありましたように、利用者が減ってしまったことです。私も当初、学校が終わった後、体育館が使いにくくなったという話は聞きましたので、これがほかの場所で、新しい学校でその人たちが今も元気に使っていますよと、なので古い施設は役目が終わったというお話だったらのみ込めるんですけれども、活動自体が体育館の使い勝手がだんだん悪くなって、水道も使えなくなって、その本来あるべき、奨励すべき社会体育活動がなくなってしまったんだとしたら、これは管理者の責任じゃないかなということは一点あると思うので、なんでこの旧体育館で利用者が減ってしまったのか、それをまずお聞きしたいこと、まず一つでお願いします。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

たしかに、今言われたように、当初は立地的なこともあったかと思いますが、旧霞ヶ浦地区の今回条例をつくった地域というのは、小学校7校ありまして、各学校にスポーツ少年団、こちら野球とバレーと、必ずどこもございました。7校ですので、14チームは間違いなく、そこだけであったわけです。それが急になくなって、使用場所もなくなってしまうということで、暫定的に今は使わせてあげようというふうに当初つくった暫定条例なんですけれども、スポーツ少年団のほうも、当初、昔みたいに学校で各何チームとかということではなくて、クラブチームのほうにだんだん移行してきまして、当然、スポーツ少年団の団員数とかチーム数もかなり減ってきまして、当初は23チームぐらいあったんですけれども、今はもう17チーム、こちらクラブチームが主になってきましたけれども、人数のほうも655人から525人というふうに、スポーツ少年団自体も人数も減ってきたということで、利用する人たちも新しいところを当然使いたいというふうな願望もきっとあるかと思うので、新しい施設のほうに振り替えて使用していただいていて、それで、今現状のほうは間に合っているというような状況になっております。

○宮嶋 謙委員

もう1点、今、学校自体の今後の利活用については、大分判断の時期が近づいているとは思うんですけれども、まだ最終的にどうするかというのは決まっていませんよね。私は、その行き先と言いますか、将来が決まった時点でこの条例を廃止するのがいいんじゃないかなと、そのときと同時でもいいような気がするんですね。何も急いで、今、この条例を廃止して、完全に社会教育に使えなくする意味というのはあんまりないような気がするんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

ご提案ありがとうございます。

そちらのほうも、いろいろよく考えてはみたんですけれども、やはりどうしても先ほど言われましたように光熱費、経常経費の部分が、当然これは何もしなくてもかかってくる話で、先ほど申しましたように、学校施設、校舎と体育館は一体ですので、体育館だけの維持管理というふうにはいきませんので、どうしても学校全体としての維持管理費を考えなければいけませんので、当然、水を使えば受水槽の清掃、トイレを使えば大きい学校も含めての浄化槽の維持管理というように、経常経費がどんどんかさんできまして、また漏水箇所の特定などもかなりの費用がかかるというようなことを考えまして、使用者のほうも新しいところに移ってきたということで、うちのほうとしては、先ほど申しましたように、事業としての旧学校施設の開放事業としてをちょっと廃止をしたいというふうに。

○宮嶋 謙委員

ということは、この条例を廃止した場合、利用者の不便は生じないだろうということが言えると。あ とは金銭的な問題で、そのままでいくとかかっているお金が、これを廃止することによって節約される 金額というのはあるんですか。

〇スポーツ振興課長(齋藤 明君)

先ほど申しましたように光熱水費に関しましては、こちら水道と電気の合計なんですけれども、当初580万ほどかかっておりましたけれども、現時点では、利用中止期間もございますけれども、令和2年度に関しては現状で93万ぐらいということです。

それと、当然やっていく上では、清掃委託なんかも当然頼まなくてはいけませんので、そちらのほうで言うと七十万、七十八万ぐらいかかります。あと、光熱水費とその他の計上経費、合計で大体どのくらいかるかと言いますと、300万ちょっとぐらいは年間これだけでもかかるかなと。このほかに検査管財課のほうで契約している電気の保守点検だとか、浄化槽だとかといういろいろなものが、維持管理の

費用がかかってきますので、これプラスアルファだというふうに思っております。

○宮嶋 謙委員

建物を残して、例えば避難所とか投票所で使うということが前提になっていれば、このお金はかかり 続けるということじゃないんですか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君) そのとおりでございます。

○宮嶋 謙委員

ですから、別に慌てて廃止しなくても、何も変わんないんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

うちのほうとしましては、やはり、ほかの社会体育施設のほうでその利用団体のほうは移行してきているというようなことで、旧学校の4つに関しては、事業中止をしたいというふうなことでございます。

○宮嶋 謙委員

これはスポーツ振興課ですか、課としては終わりにしたいというような感じでありますけれども、そうすると、逆に言うと、学校の利活用の道が閉ざされる方向がもう決まっちゃうのかなというようなことも懸念されると思うんですね。だから、もう体育館も使っていないしということが、また一つ理由が増えちゃうような気がするんですけれどもね。ごめんなさい、意見でありました。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

利活用につきましては、当然、ほとんどがもう修繕しなくちゃいけないというような形になってくる と思われます。うちのほうは、体育館の中だけしか見ていませんので何とも言えませんけれども、その 施設全体を考えたときには、かなりの費用がかかるかなというふうには思っております。

○設楽健夫委員

ですから、費用が300万ほどかかってくると、これは教育委員会のほうの負担になると、ただ一方では、違う目的でも使われている、そういう状況がありますけれども、ですから、何回も、避難所とあとスポーツ施設あるいは投票所としての体育館の分電盤と分水器を設置しなければならないんだということを一貫して言っているんですよ。そうでないと、先ほど担当の方が言っておられましたように、電気も全部ですからね、基本料金から、あと水道料金もそうですよ。分水器と分電盤があれば、今、頻繁に使われている体育館だとか、そういうところは、もっと安価な値段で管理はできるんですよ。

もう一つ、5年間の中で、この牛渡小学校、佐賀小、志士庫小を、下大津小は今度新しく複合施設と言いますか、そういう形で再出発するということで伺っていますから一つの展望はあるんでしょうけれども、この3つの小学校を、皆さんも足踏み入れたことがあると思いますけれどもジャングルですよ。そこに、例えば選挙があると草刈りが入る、避難所の訓練のときにも事前の予備訓練とか、そういうときには草刈りは行われるでしょうけれども、普通ここに入っていくことが、あるいはそういう気が起きないんですよもう。今残っている佐賀小あるいは志士庫小、牛渡小、この先々どうしていくのかということは、やはり行政は現実的な対応をしていく、そういうときにもう追い込まれようとしているんですよ。

ですから、教育委員会のほうでも、この管理あるいは経費を少なくしていこうとするのであれば、やはり分水器、分電盤を設置していただいて、そして経費を少なくしていって、あとの校舎のほうはどうするのかということについては、これはFMのほうだとか、そういうところと話をして、現実的な歩みをもう始めざるを得ない状況に追い込まれましたね。同じことが千代田中学校区で起きますから、どな

たかも言っていましたけれども、轍を踏まないように千代田中学校はという議論まで起きているんです よ。ですから、この件については、やはり今、宮嶋委員からもありましたけれども、もう一度検討して いただけないでしょうかね。

○教育部長(田﨑守一君)

ただいまご意見等頂きました。先ほどと同じ答弁となってしまいますが、現在は行政財産ではなく、 普通財産ですので、その部所管となっております。ただ、今、ご意見等を頂いた件については、お伝え していきたいと考えております。

あと、千代田中学校区についてもしっかりやれよというような話ですので、霞ヶ浦地区のこういうような経験等がございますので、そういうのを生かしながら、なるべくスムーズにいけるような形に考えていきたいというふうに考えております。

○川村成二委員長

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○設楽健夫委員

今まで述べてきたとおり、再考等をお願いしたいと。この点についてはやるべきことがありますから。 もう一つは、ここを使っている関係部署との綿密な協議、このことが必要になってきていると、そう いう意味では、この議案第13号については、そういう理由で反対とします。

○川村成二委員長

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号)のうち、教育委員会所管 の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長(田﨑守一君)

議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第13号)についてでございます。 10款教育費における補正予算につきましては、それぞれ担当課長のほうからご説明いたしますので、 よろしくお願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

それでは、学校教育課所管の補正予算についてご説明をいたします。

議案集の61ページでございます。この61ページから64ページにわたります、学校支援員などの会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料、費用弁償の減額につきましては、コロナ禍での4月、5月の臨時休校による勤務時間の減によるもの、また、今年度が会計年度任用職員初年度のため、当初予算におきまして報酬の単価等を最高額で計上した差額を減額計上するものでございます。

初めの61ページにまたお戻り願います。

右端の説明欄、21教育推進団体設置事業(政策)につきましては、コロナ禍により児童生徒の陸上記録会、音楽発表会の中止による減額でございます。

次の23中学校部活動支援事業(政策)につきましても、夏の部活動大会の中止によるものです。

次に、32臨時休業支援給付金事業(政策)につきましては、コロナ禍での児童生徒への支援といたしまして、給付金を1万円ずつ支給をいたしました。対象児童生徒数が3,079人に対しまして3,047人、約99%の方から申請があり支給をいたしました。その予算残額を減額するものでございます。

次の2項小学校費、右端の説明欄、06小学校施設維持管理事業につきましては、コロナ禍により夏の 水泳学習中止に伴うプール水の消毒に使う塩素等の医薬材料費を減額するものでございます。

次の07小学校コンピューター設置事業(政策)につきましては、GIGAスクール構想での児童生徒 1人1台のタブレットパソコン購入での入札による予算との差金を減額するものでございます。

次の62ページをお願いいたします。

62ページ、08小学校就学支援事業につきましては、小学校入学祝い品のランドセルの入札の差金を減額するものでございます。

次に、中学校費の08中学校コンピューター設置事業(政策)につきましても、小学校と同様にタブレットパソコンの入札差金を減額するものでございます。

次に、同じページー番下の09下稲吉中学校施設整備事業(政策)につきましては、新たな体育館の基本実施設計業務の委託と、敷地拡張いたしました西側の土地の粗造成工事の入札差金を減額するものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。 ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○生涯学習課長(仲澤 勤君)

続きまして、生涯学習課からご説明をいたします。

新型コロナの影響によります中止となりました様々なイベント、こちらの減額が大半でございますので、この部分は割愛させていただきまして、それ以外のものについて説明をさせていただきます。

議案書は63、64ページとなります。

初めに、63ページ、10款4項2目公民館費におきまして、一番下20番の旧地区公民館管理事業、こちらで旧志士庫第1公民館、こちらが6月をもって用途廃止になったという関係で、跡地利用に向けまし

て、用地測量、こちらを委託いたしました。こちらの契約差金の減額となります。

続きまして、3目、64ページでございます。

04番、埋蔵文化財事業で、埋蔵文化財の調査におきまして重機を使います大規模な試掘調査、こちらが見込みより少なかったということで、こちらの重機の借上料の減額となります。

続きまして、4目でございます。

03番、図書館運営管理事業(政策)でございます。こちらも先ほどの学校教育課からの説明同様、会計年度任用職員の初年度ということで、当初の見積額と実際の金額の差額、こちらの減額。あわせまして、図書館本館におきます照明LED化工事、こちらの契約差金。あわせまして、除菌機購入に伴う契約差金の減額となるものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。 ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

それでは、議案第14号の令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算のスポーツ振興課の部分について、概要書にてご説明させていただきます。

概要書22ページ。

今回の補正予算につきましては、歳出のみとなっておりまして、全て新型コロナウイルスの関係で事業が中止になったということでの減額補正となりますので、各事業の減額の合計のみ説明させていただきます。

04事業、市民ふれあいスポーツ推進事業30万円の減額です。05事業、市民ふれあいスポーツ推進事業 (政策)、事業費合計191万2000円の減額となります。続いて、06事業、スポーツ団体育成事業140万3000 円の減額となります。

続きまして、2目体育施設管理費なんですけれども、こちらのほうは第1常陸野公園管理運営事業100万円の減額です。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、教育委員会所管の歳入歳出予算 に関する部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長(田﨑守一君)

議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算について、10款教育費におけます歳入歳出予算につきましては、それぞれ所管する課長からご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

学校教育課所管の令和3年度予算についてご説明をいたします。

初めに、予算書の7ページをお願いいたします。

予算書7ページです。債務負担行為についてご説明をいたします。

4行目の(仮称)千代田中学校区義務教育学校のスクールバスの運行業務委託につきましては、令和 4年度初めに車両を確保し、安定した運行を目的に、開校前年度の令和3年度に入札及び契約を締結す るために債務負担行為の予算を計上しまして、後年度の歳出を計上したものでございます。契約期間は、 令和4年度から8年度までの5年間の長期契約を予定してございます。

次の段の霞ヶ浦地区小中学校のスクールバスにつきましても、同様でございます。

次に、歳入についてでございます。

同じく予算書17ページをお願いいたします。

17ページでございます。15款1項2目教育費国庫負担金の1節小学校費負担金、千代田中学校区の義務教育学校の建設に係ります公立学校施設整備費国庫負担金でございます。補助率は2分の1となってございます。

次の18ページをお願いいたします。

一番下の2項7目教育費国庫補助金、前年より8085万円の増でございます。主な要因といたしまして、 1節小学校費補助金の3段目の千代田中学校区の義務教育学校建設に伴う学校施設環境改善交付金で ございまして、補助率は校舎が2分の1、給食室が3分の1となってございます。

次に、26ページをお願いいたします。

26ページでございます。21款 5 項 7 目、中段ちょっと下の公立小中学校給食費でございます。令和 3 年度から実施いたします給食費公会計に伴う歳入でございます。小学生が月4,100円の1,795人分、中学生と教職員、中学生が1,150人、教職員が410人ですが、それで月4,600円の合計1,560人分を計上してございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

政策事業に係る概要説明書の94ページをお願いいたします。

概要説明書94ページでございます。

教育指導事業をお願いいたします。

令和2年度におきまして、小学校の教師用指導図書の整備が完了しまして、令和3年度では10の需用費で、小学校の国語、算数、社会、中学校の国語、数学、理科、社会の指導用デジタル教科書のライセンス料と、17の備品購入費では教師用指導図書を購入しまして、中学校分全教科の教師用指導図書を計上してございます。

○川村成二委員長

予算書のページも併せて教えて下さい。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

すみません、予算書105ページになります。

次は、概要説明書100ページをお願いいたします。100ページ、学校統合推進事業でございます。 予算書につきましては、ちょっとお待ちになってください。予算書106ページでございます、失礼しま した。

統合小学校である霞ヶ浦南小、北小の下校時のスクールバス待機時の児童の指導に伴う非常勤講師2 名分の人件費と、令和4年度4月開校予定の千代田中学校区義務教育学校の開校に伴う準備品や校章の作製及び引越作業の委託料を計上してございます。

次に、予算書の107ページをお願いいたします。

予算書107ページの説明欄、04小学校管理運営事業でございます。

次のページの一番上、12校務支援システム設定業務委託と3行下の13校務支援システム使用料につきましては、新年度の1月から、土浦市、石岡市、牛久市、龍ケ崎市と共同で教職員の働き方改革を推進いたしますグループウエア、指導要録ですとか学籍の成績管理を行うグループウエアでございますが、そういうものを導入する予定でございます。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時45分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時46分]

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

予算書の同じページ、107ページをお願いいたします。

すみません、107ではございません、すみません。次のページ、108ページをお願いいたします。

中段、06小学校施設維持管理事業、次の109ページ、上から2つ目、14配膳室空調設備工事は、霞ヶ浦南小、北小、下稲吉小、下稲吉東小の給食配膳室のエアコン整備、また17の学校管理備品につきましては、千代田地区の全小学校の給食室用のスポットエアコンを2台ずつ配置いたしまして、調理品の温度管理、調理員の健康管理を行っていくものでございます。中学校費につきましても同様でございます。同じページ、中段でございます。09小学校給食管理運営事業の10給食費でございますが、公会計によるもので、令和3年度初めから給食の食材費を市の歳出予算、つまり公費から賄うものでございます。その1行下の11手数料につきましては、各保護者の口座から毎月引き落とします給食費の銀行手数料等を計上してございます。中学校費についても同様でございます。

政策事業に係ります概要書にお戻りいただきたいと思います。108ページをお願いいたします。

予算書では111ページ、千代田中学校区統合小学校環境整備事業(政策)でございます。

千代田中学校区の義務教育学校の建設工事に係るものでございます。令和2年度から3年度にかけて

継続工事の2年目となるものでございます。全体工事費の6割を計上してございます。令和3年度につきましては、既存校舎の大規模改修や外構工事に着手いたしまして、令和3年度末の完成を目指すものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。予算書では114ページでございます。

下稲吉中学校施設整備事業(政策)でございます。令和3年度につきましては、新たな体育館を建設するため、令和2年度の基本設計に引き続きまして、実施設計のほか地質の調査、敷地の測量委託を計上しているものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○久松公生委員

予算書の109ページ、08事業、小学校保健事業の13番、体温チェックアプリ利用料、関連して予算書113ページの中学校保健事業の13番の体温チェックアプリ利用料という項目なんですけれども、これはたしか令和2年度の一般会計補正予算(第7号)で可決されて始まったものかと思います。そのときのコロナ禍の中で教員の負担軽減ですとか安全のために、毎日紙ベースでやっていました体調管理の部門の検温等を軽減するためのそういった内容で始まったと記憶しておりますけれども、そのやり方といいますかその内容と、そしてまた今までのやってきた中の登録率とか実施率はどのようなものでなっているのか、お話しいただければと思います。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

体温チェックアプリの利用につきましては、委員おっしゃるとおり、令和2年度の補正予算で計上させていただいたものでございます。リーバーという名称のものでございまして、毎朝保護者が、子どもの体温をアプリを利用しましてスマートフォンから毎日登録しますと、学校の、当然、担任の先生、保健の先生に連絡がいくような仕組みになってございます。そのほかにも、出欠の確認なんかもスマホからできるような仕組みになっておりまして、保護者からも教職員からも、大変便利だという好評をいただいていると思っております。

また、学校のこれまでのコロナ禍での毎朝の対応は、昇降口前で子どもの体温のカードを預かる作業をしていたんですけれども、それもなく、パソコン上で確認できるということで、働き方改革にもつながっているかなと感じております。

あと、ご質問のリーバーというアプリの率でございますが、登録の率が約95%で、実施率といいますか使用率につきましては、ちょっと落ちまして91.56%となってございます。このアプリの会社に確認したところ、つくば市さん、つくばみらい市さん、近隣でやっておりまして、約88%ということで、本市のほうが随分利用率が高いということでお聞きしてございます。

○久松公生委員

ありがとうございます。

今の中で登録率、実施率については、近隣のところよりもかなり上のランクで登録されて利用されていると感じます。非常に評価できるところだと思います。

また、今、小中学校に通っている保護者の方からも、朝の忙しい時間の前に体温を測ってアプリで送れるので、大変時間が有効だとか、あとは、また学校の先生、校長先生とかに聞いても、すごく教員が朝違うことができるということで、非常にいいですというような声も聞いておりますので、非常によかったなと思いますけれども、95%、91.5%、登録率、実施率といいますけれども、そこのどうしても100%

は難しいのかと思いますけれども、今度新しい新1年生も入りますし、目指すは100%という意気込みでやっていただければと思いますけれども、100%に届かない理由といいますかそういったことは、現状としてどのようなものだと把握していますでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

教育委員会、学校ともに、保護者の皆さんに加入していただけるようにはお願いしているところでございますが、やはり家庭の会社に行く時間の状況とか、いろいろ家庭の問題があると思っております。引き続き100%をもちろん目指して、新入生も含めお願いしていくということを考えております。

○久松公生委員

そうですね。大変有効な、簡単で非常に有効なことだと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、関連して今、新1年生になるという人も加わるということを話させていただきましたけれども、学校教育ということプラス今度は幼児教育という面からも、やっぱり保育所とか幼稚園とかそういったところの導入等も必要なのかなと、ましてや、あればすごく便利なのかと思いますけれども、教育委員会の所管ではなくなってしまうかと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

保育所につきましては、私ども学校教育課の所管ではございませんが、ちょっと聞いた話によりますと、保育所の子どもたちは、保母さんにお便り帳を通して体温を保護者が報告しているとお聞きしてございます。学校とはちょっとやり方が違う状況でございます。ですので、私ども扱っておりますリーバーの便利なところ、よいところをご紹介しながら、保育所のほうでも活用ができれば、ぜひとも私どももいいところを紹介していきたいと考えております。

○久松公生委員

その点につきましては、よろしくお願いいたします。

もう一つの事業で質問をさせていただきます。

予算書の114ページ、09の下稲吉中学校施設整備事業(政策)、概要説明書は115ページになるかと思うんですけれども、これは多分、下稲吉中学校体育館ということだと思うんですけれども、私も一般質問等で、下稲吉中学校体育館の整備に関しては質問等させていただきました。

その中で、この体育館の整備に当たっては、市長の公約でもありました、それでその1つでありました、手狭な、現状の体育館が手狭なこと、そして適正規模に合ったということで、防災型の体育館を整備するという話で始まったかと思います。

また、自分としても一般質問の中でさせていただいたその建設整備に当たって、今回、実施計画業務委託ということで進んでいると思うんですけれども、この中に再度話させていただきましたアリーナ面積の確保とか防災機能、避難所機能などのそういった整備というのは十分に考えていただいていると思いますが、その辺は、今回の計画委託に当たってどのようなふうに進んでいるのでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

新たな体育館の設計を進めている中の内容でございますが、まず面積等につきましては、これまでも ご説明してきたように、部活で一番面積が大きいハンドボールのコートが取れるような面積、あと防災 面につきましては、避難所機能を備えたものというものを考えてございます。

それと、令和3年度の予算は、実施設計、あくまでも体育館の実施設計でございますので、令和2年度に行っております基本設計を踏まえて、基本設計の中では現在の下稲吉中学校の敷地の利用計画も入

っておりますので、その辺を踏まえた上で体育館を実施設計するというものでございます。

○久松公生委員

それでは、もう一つ確認といいますかお聞きしたいんですけれども、今、先ほどの今の話の中で、私も一般質問で再三言わせていただきまして、市長の答弁をいただいたときに、下稲吉中学校の体育館の整備に併せて、老朽化した武道館や給食室などの整備も敷地の利用計画、基本設計の中に含めて検討して進めていきますという答弁いただきました。今言ったように、その敷地の利用計画、基本設計の中にはそういったことも含めて進んでいると理解してよろしいんでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

委員おっしゃるとおりに、今年度実施、令和2年度で実施しております基本設計の中で敷地利用計画をやってございます。その内容の中にも、武道館と給食室の敷地も踏まえて、今、業者と打合せをしている最中でございますので、新年度になりましたらば、皆様にもお見せできる状態になると思いますので、そういう状態になりましたらば、早々にご説明を申し上げたいと考えます。

○久松公生委員

新しい土地も購入して、1万平方メートル以上の土地かと思います。全部の敷地の利用計画をしっかりしていただいて、導線等もあったり、登校通学路と関連もありますから、しっかりとその辺も、全体をしっかりと将来を見据えてやっていただいて、いい施設整備ができますようよろしくお願いしたいと思います。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

委員のおっしゃられたことを踏まえまして、専門業者であります設計さんと、よりよいものができるように業務を進めていくつもりでございます。

○佐藤文雄委員

就学援助について、毎回言っていますが、今回が小学校、中学校、前年度よりも増えているんじゃないかなと思うんですが、人口、子どもたちの数については、令和2年度と3年度でどのように変わっていますか。予算も多くなっていると思うんですが、お答えいただけますか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

小学校につきましては、110ページの真ん中よりちょっと下の08、すみません、予算書の110ページでございます、中段ちょっと下の08小学校就学支援事業の中の19就学援助費で計上してございまして、これまでの実績の、コロナ禍で所得が低下を見込みまして30%増で見込んでございます。実績が159名に対しまして、206名分を計上してございます。中学校費につきましても3割増で計上してございます。

○佐藤文雄委員

前年度というか、令和2年度と比べて3割増で予算化したということですよね。今、小学校は206名増やしたと、206名、言いましたよね。中学校、言っていないんですが。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

説明不足で申し訳ございません。

令和元年度の実績の3割増しで計上してございます。小学校費が206名、中学校費につきましては、すみません、中学校費につきましては130名分でございます。

○佐藤文雄委員

ごめんなさい、私、令和2年と言いましたが、元年度の実績に30%と。ですから、人数も、令和元年度の実績に比べて206人が小学校、中学校が130人ということですね。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

委員おっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

ようやっと公会計に移りました。

そこでお尋ねしますが、小学校と中学校の給食に対する支出が1億7763万9000円というふうに、足し 算をしましたらなったんですが、収入のほうは1億6000だっけ、数字が合わないと思うんですが、この 公会計で、収入と支出の差は何かありますか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

収入と支出の差についてでございますが、まず、米飯といいますか御飯の加工賃でございますが、千代田地区は、これまで給食費の中から御飯の加工賃も出しておりました。霞ヶ浦地区の学校につきましては、学校で炊飯をしていますので、加工賃は給食費の中からは出しておりませんでしたので、今回の予算では、千代田地区の学校分の炊飯加工賃も計上してございます。

そのほか、教育事務所等の管理訪問のときに、急遽といいますか日にち単位で給食を食べる場合がありますので、そういうときの歳出の予算も計上してございます。歳入につきましては、その都度納付書を発行しまして、食べた方には納付いただくという予定でございます。

○佐藤文雄委員

給食費は、千代田地区でも霞ヶ浦地区でも今回は同じですよね、4,100円と4,600円と言ったっけ、4,600円ですよね。ちょっと今のやつ、今の話は、千代田地区と霞ヶ浦地区はこれまで違っていたということですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

委員おっしゃるとおりに、給食費は小学生が4,100円、中学生が4,600円で同じだったんですが、御飯を炊く手間賃ですか、それは千代田地区は給食費で負担をしていて、霞ヶ浦地区の学校につきましては、そういう設備がありましたので、学校の中で炊いている状況でございました。

○佐藤文雄委員

だから、差はあったんですかというの、収入で、うん。それは収入、収入というか親の負担は、千代 田と霞ヶ浦では違っていたんですかというふうな質問なんです。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

保護者の負担は、全て同じでございます。

○宮嶋 謙委員

債務負担行為に新しい千代田中学校区義務教育学校のスクールバスのお金が入っておりまして、これは小学生の分ですかね。中学生も乗るようになるんでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

千代田中学校区の義務教育学校につきましては、これまでの小学生がスクールバス、中学生は自転車を予定してございます。

○宮嶋 謙委員

この時期、必ずと言っていいほど要望の声が上がってくるんですけれども、霞ヶ浦中学校地区では、6キロですか、6キロを境に遠い人はスクールバスと、近い人は自転車で通学してくださいということで、近い人は自転車購入の負担があると、これは不公平じゃないかというのが毎年のように言われておりますが、今度は、千代田中学校区と霞ヶ浦中学校区の扱いもやっぱり違いが出てきちゃうと思うんですね。千代田中学校区の中学生で、6キロより遠い人はバスに乗れるとかそんな対応にすると、東西同

じ条件になろうかと思うんですけれども、そういう考えはないでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

千代田中学校区で6キロ以上になるケースは、高倉という地区の伝馬、一番八郷側に近い地域だけでございまして、実際には数名、年度によってはいるときがあります。そのことも踏まえまして、志筑小学校区の保護者に開校準備委員会の中ではご説明をいたしました。結果としましては、1人や2人でバス乗るということになってしまうのも、保護者の方からみんなと一緒に自転車で行ったほうがいいんじゃないかというご意見で、今のところは全員自転車通学を予定してございます。

○宮嶋 謙委員

本人やご家族が、みんなと同じでやらせたいというご意向であれば、結構なことでないかなと思うんですけれども、そうすると自転車購入費の問題がやっぱり依然として残っております。公平性を担保するために、バス代を有料にするという自治体もありますけれども、私は、逆に自転車購入の補助をしてあげると、そういう保護者の負担軽減、不満解消にもつながるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のご検討はなされておりますでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

自転車の購入補助につきましては、正直申し上げますと、学校教育課と財政担当の予算査定の中では そういう話もしてございますが、申し訳ございませんが、計画の中に載せているものではまだございま せん。自転車の補助も、子育て支援の大切な手法の一つかもしれませんけれども、現在ではそういう状 況に至っていないのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

○宮嶋 謙委員

ちなみに、霞ヶ浦中学校区の生徒さんの中で自転車で通っている方、バスに乗っている方、何人何人 ぐらいになっていますか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。

約10分の休憩といたします。 [午後 4時13分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時23分] 答弁を求めます。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

霞ヶ浦中学校の自転車通学数は、全体の74%、256人でございます。

○宮嶋 謙委員

そうすると、概算でいいんですけれども、新年度新1年生、中学校1年生で自転車通学開始される方 というのは、大体何人ぐらいになりそうですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

先ほど申し上げました率から換算いたしまして、新1年生では130人程度が見込まれると思います。

○宮嶋 謙委員

そうであれば、例えば自転車を新しく買う人ということですよね。ですから、例えばたった1万円でも補助してあげたら、予算としたら130万じゃないですか。それで、保護者はとても嬉しく思うと思うんですよね。ですから次年度は、新年度は難しいかもしれませんけれども、ぜひ自転車を買わざるを得ないご家庭に対してご検討を引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

補助金をあげますと、申し訳ございません、私の一存でこの場で申し上げられませんので、今後もそういうことも考えていく所存でございます。よろしくお願いします。

○設楽健夫委員

先ほど、下稲吉中学校整備事業、概要説明書の115ページですか、この整備事業ですけれども、先ほど体育館と武道館とあと給食センター、3つ同時に進めるという答弁がありましたよね。これは、各事業ごとの委託料の中にも、体育館、武道館、給食センター、3つあるんですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

新年度の予算に計上しているものは、体育館の実施設計でございます。

○設楽健夫委員

ということは、今後の計画ということで、体育館と給食室、それと武道館の整備計画が今後、実際の 教育委員会の中では計画としてあるんですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

説明が足りなくて申し訳ございません。

久松委員にも申し上げましたけれども、今回の令和2年度で行っております基本計画の中で、全体の 敷地利用計画もやってございます。その中で、体育館、武道場、給食室といいますかセンターといいま すか、そういうものの建物の敷地利用、ここにこういうものを建てたらどうですかという計画も立てて ございます。

令和3年度では、体育館の実施設計を予算計上してございます。

○設楽健夫委員

ということは、武道館と給食センターは改修ということではなくて、新しい敷地に3つ建設していく という基本計画ですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

敷地利用計画の中では、スペースを、建てる場合のスペースを取った形で敷地利用計画をつくってい きたいと考えてございます。

○設楽健夫委員

ということは、3つの新しい施設を造り上げていくということですね。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

令和3年度以降にはなりますが、最終的にはそういう形になるものと考えます。

○設楽健夫委員

その基本計画については、3つの基本計画については、いつ出されてくるんですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

現在、基本計画の作業中でございますので、新年度の初めには、議会の皆様にご提示できるかと思います。

○設楽健夫委員

今度新設される、新設といっても新しく造られる体育館の交付金、これは、今ある体育館をそのまま にして、体育館建設の交付金を得ることはできるんですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

国の交付金は、基準面積から現在の体育館の面積を引いた残りの額が交付金としていただけるものになってございます。

○設楽健夫委員

全額交付ということではないんですよね。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

旧体育館が存在しておりますので、全額いただけるものではございません。

○設楽健夫委員

何割交付ですか。

○学校教育課長(岩井雄一郎君)

体育館の補助率といたしましては2分の1なんですが、体育館の面積が決まりませんと、実際の額は ちょっと算出できないものでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○生涯学習課長(仲澤 勤君)

続きまして、生涯学習課所管の事業についてご説明を申し上げます。

初めに、歳入の予算でございます。

歳入の予算につきましては、特に変更のあった項目というのはございませんので、説明は省略させていただきます。予算の見積りに関しましては、前年度の実績並びにコロナの影響のなかった前々年度のものを加味して積算を行ってございます。

続きまして、歳出予算となります。

予算書は114ページからとなります。

10款4項1目社会教育総務費でございます。

概要説明書は116から120ページまでとなってございます。

目全体で195万1000円の増となっているものでございます。増額の主な理由につきましては、01番の 職員等人件費で、人事異動に伴います人件費の増、こちらがその要因となってございます。

また、変更のある事業といたしましては、予算書の116ページとなります。

06番、女性団体行政事業、経常費でございます。昨年度までは、この事業でございますが政策経費と しておりましたが、補助金要綱に定められました補助金のみの支出であるということで、当年度から経 常経費に変更したものでございます。

その他の事業につきましては、前年度実績を基に計上をしてございます。

続きまして、予算書116ページ、下段からとなります。

10款4項2目公民館費でございます。

概要説明書は、121ページから126ページとなります。

目全体で477万6000円の減となっているものでございます。減額の主な理由といたしましては、経常費での千代田公民館屋上防水工事の完了並びに霞ヶ浦公民館視聴覚室の大型プロジェクターの更新が完了したということによる減額でございます。

変更のある事業といたしましては、同じくこちらも経常費でございます。

予算書の118ページ、一番下の段になります。

20番、旧地区公民館管理事業でございます。旧下大津小学校を解体いたしまして、跡地に旧下大津地 区公民館を再築するといった計画がございます。この業務を担うために会計年度任用職員1名を雇用す るため、報酬、期末手当等を計上しているものでございます。

続きまして、予算書120ページとなります。

10款4項3目の文化振興費でございます。

概要説明書は127から129ページとなってございます。

目全体で183万6000円の減となるものでございます。減額の主な理由といたしましては、04番、埋蔵文化財事業、こちらも経常費でございますが、旧安飾小学校の歴史博物館の収蔵施設へ文化財等の搬入、整理を行う際の作業員の謝礼が、こちらが完了したということで減額となったことによるものでございます。

その他については、大きな変更はございません。

続きまして、121ページ、予算書でございます。

10款4項4目の図書館費となります。

概要説明書は130ページから132ページでございます。

目全体で947万2000円の減となるものでございます。減額の主な理由といたしましては、概要説明書 130ページ、03番、図書館運営事業(政策)、こちらで図書館本館内の照明のLED化工事が完了したことによるものでございます。

また、図書館に関しましては、前年度から利用者の利便性向上のため、インターネットや電話で予約した図書等、こちらを中央出張所や千代田の分館、こちらに配送いたしまして受け取れるサービスを始めてございます。また、あわせまして学校図書室との連携、こちらを推奨してございます。ニーズの高い学校への団体貸出し、この運搬、回収作業を図書館のほうが担いまして、先生方の職務の軽減というものを図って、あわせまして図書館の利用拡大というものを進めているものでございます。今年度も併せて進めていきたいと思います。

続きまして、予算書122ページとなります。

10款4項5目の歴史博物館費でございます。

概要説明書は133、134ページとなります。

目全体で245万2000円の減額となるものでございます。減額の理由は、経常費となりますが、富士見塚 古墳公園の展示館、こちらの老朽化に伴う改修工事、こちらが完了したことによる減額となっているも のでございます。

特に変更のあった事業といたしましては、概要説明書134ページ、05番のジオパーク推進事業政策で ございます。事業費全体では減額をしてございますが、18番の負担金、こちらのほうが前年度から増額 となっているものでございます。

こちらは、筑波山地域ジオパーク、こちらが本年2月に日本ジオパーク委員会から4年間の再認定を受けることができました。このことから、さらなる事業推進のために、協議会におきまして専門員を雇用するということで、その費用が追加されたことによる負担金の増でございます。専門員に関しましては、6市の事務局間の連携、調整、あわせまして認定ジオガイドの育成などの運営を担いまして、地域内の活動の統一感と質の向上を図るために雇用するものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

それでは、令和3年度かすみがうら市一般会計予算のスポーツ振興課所管の部分につきましてご説明 いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

予算書は15ページとなります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料でございます。

3節の体育センター使用料から次ページ、16ページの8節、海洋センターまでの使用料ですが、市内 体育施設の使用料収入でございます。3節から8節までの合計といたしまして494万4000円でございま す。こちらにつきましては、令和元年度実績相当額にて計上させていただいております。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

概要説明書135ページと136ページになります。予算書につきましては、125ページから126ページということになります。

05市民ふれあいスポーツ推進事業及び07のスポーツ団体育成事業政策につきましては、ほぼ前年同額 でございますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、2目の体育施設管理費でございます。

概要説明書のほうは137ページになります。

07体育センター管理運営事業(政策)になります。事業の内容といたしましては、かすみがうら市公共施設等マネジメント基本計画の第1期実行計画中間報告②において、当面目指す公共施設の再編パターンに示されております霞ヶ浦地区の中心的な公共体育館としている体育センターですけれども、廃止となった旧保健センターの施設も利用して、屋内を利用した新たなニュースポーツの普及や避難所機能にも対応する施設としまして、関係課と協議を行いながら両施設の一体的な活用について調査をいたしたく、予算計上させていただきました。

続きまして、今度は経常経費の主な増額につきましてご説明いたします。

予算書は127ページとなります。

06第1常陸野公園管理運営事業でございます。前年度比較で1億1594万3000円の増ということで、こちらにつきましては、第1常陸野公園の管理センターの解体工事に関わる費用と、テニスコートの砂入り人工芝の2面を張り替えるという工事費としまして、新たに14節の第1常陸野公園管理センター解体工事で1億855万円と、テニスコートの張替えの修繕工事で770万円でございます。

テニスコートにつきましては、年次的に2面ずつ整備しておりまして、令和3年度は第1常陸野公園を実施したいと考えております。管理センターの解体後につきましては、駐車場として利用したいというふうに考えております。また、管理センターの機能につきましては、隣のB&G体育館の事務所へ移して業務を行いたいというふうに考えております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

第1常陸野公園の管理棟の解体、1億幾らという事業費ですけれども、思ったよりもかかるイメージなんですけれども、坪単価どのぐらいで、あと、何か特に高くなる要素というのはあったんでしょうか。

○スポーツ振興課長(齋藤 明君)

管理センターの解体につきましては、昨年の第3回定例会で補正予算の承認をいただきまして、アスベストの含有調査を実施しました。疑われる場所7か所につきまして検査をした結果、6か所で5品目にアスベストの含有が確認されました。これにより、通常の解体作業に比べてアスベスト除去に関わる費用が必要になったということで、それも増額になっている理由の一つだと思います。

あと、もう一つは、PCの基礎杭が58本入っていまして、そちらのほうの引き抜きのほうの費用もかかるというようになっています。そちらのほうがかなり費用がかかってしまうというような状況でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 4時43分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時47分]

ここで、継続審査となっております議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち政策 経営課所管の企画調整事業の審査を行います。

なお、この事業に関わる都市産業部も同席をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員

質疑に入る前に、都市再生整備計画、都市構造再編集中支援事業の資料があると思いますので、資料の提出を求めたいと思います。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時48分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時51分]

ただいま矢口委員から、都市構造再編集中支援事業に関する資料の要求がございました。タブレット ヘデータの登録をいたしますので、しばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。 「午後 4時52分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時52分] それでは答弁を求めます。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

初めに、昨日の佐藤議員の質問に対する答弁の中で、複合交流拠点並びに都市公園について、総合計画上の位置づけがないかもしれないというようなお答えをしてしまいましたが、私の認識不足で、それぞれ位置づけがされておりましたのでご説明をさせていただきます。

第2次総合計画の基本構想、まちづくりの基本構想及び施策の方針において、都市公園についてはそれぞれ1、自然の恵みを享受できるまちづくり。居住環境において快適な住環境を確保するため、公園緑地の整備を進めることに言及をしております。

次に、複合交流拠点については、3の安全で快適に暮らせるまちづくり。都市基盤において、まちづくりや市民生活の視点で公共施設を総合的かつ計画的に管理し、公共施設の最適化を進めることとしております。

これを受けまして、後期基本計画でも都市公園につきましては、基本目標の1、自然の恵みを享受できるまちづくりの中で、公園の整備として、健康づくりや交流の場、教育学習活動の場、地域住民の安全確保につながる場として多面的な機能を持つ公園整備を促進することとしております。

次に、複合交流拠点につきましては、基本目標の3、安全で快適に暮らせるまちづくりにおいて、都市基盤の整備における公共施設の中で、施設の機能複合化や総量縮減、適地へ適正配置について記述をしておりまして、その内容としては公共施設等マネジメント計画に委任をしているということになろうかと思います。

以上が、総合計画への位置づけについてのご説明でございました。

また、資料の請求をいただいておりました複合交流拠点施設整備に係る意思形成過程における起案等について資料を用意いたしましたので、内容については政策経営課の槌田課長からご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

それでは、ただいま説明のありました複合交流拠点施設等整備に係る意思形成過程についてについて ご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、2ページ目に目次となるものをご用意させていただきました。その後、3ページ以降が、それらに関する資料となってございます。

まず、平成30年11月5日起案でございますけれども、3ページでございます。平成30年かすみがうら 市議会第4回定例会に付議する議案ということで、こちらの中で、土地利用基礎調査業務委託につきま して、業務委託の実施予算の起案をしてございます。こちらで予算を確保しまして、その後ご提案させ ていただき議決いただきました。

その後、6ページになりますけれども、平成30年12月13日、土地利用基礎調査業務委託につきまして、 契約手続の起案をしてございます。こちらに基づきまして同12月25日、契約が成立しているものでございます。ランドブレイン株式会社、68万400円でございます。

続きまして、令和元年5月22日総務委員会、同5月28日市議会全員協議会におきまして神立駅周辺に おける土地利用基礎調査に係る報告についてご報告をさせていただいてございます。

こちらにつきまして防災広場、行政機構、図書機能を有する複合交流拠点等の整備・検討に向けて、神立駅から2キロ圏内の市街地であります土地の利用調査につきまして調査をしたものでございます。 続きまして、同令和元年5月13日でありますけれども、29ページでございます。

令和元年かすみがうら市第2回定例会に付議する議案についての起案でございます。こちらの内容につきましては、中心市街地土地利用基本構想策定業務委託の実施予算の起案でございます。

同元年7月19日中心市街地土地利用構想調査委託についての契約手続の起案が32ページでございま す。同じく7月19日当業務の契約となっているものでございます。

こちらランドブレインとなってございます。798万1200円でございます。

続きまして、令和2年10月19日、この中で中心市街地の土地利用基本構想の中で、土地に適地を調査

いたしまして、その中の適地の中から用地交渉の事前段階に入っているということでございます。

その用地交渉の事前段階におきまして、土地の利用、買収に向けた協議の意向をこちらが示しました ところ、所有者のほうからも合意と言いますか、そちらの地権者の意向が示されておりますので、令和 2年10月19日に先日見ていただきましたパース図等の業務委託の起案をしたものでございます。

41ページが11月2日そちらの契約ということになってございます。

続きまして、45ページであります。

こちらにつきまして、11月19日、稲吉2丁目地内土地鑑定評価をさせていただくということで、こちらの契約手続の起案でございます。

同11月25日こちらが業務委託の契約書となってございます。

その後、令和3年2月8日、総務委員会、令和3年2月10日、市議会全員協議会におきまして、複合 交流拠点施設等の整備につきましてご報告を申し上げたところでございます。

続きましての資料が今般の当初予算の基本設計、測量実施予算等の起案でございます。

本日提出をさせていただきました資料につきましての説明は、以上でございます。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

冒頭、ご説明を申し上げました説明の中で、当該基本計画を後期基本計画と申し上げてしまいました。 正確には前期の基本計画でございます。訂正をさせていただきます。

○川村成二委員長

続いて発言を許します。

〇都市産業部長(鈴木芳明君)

先ほど、都市再生整備計画の添付書類等というようなことで、国に1月13日に都市再生整備計画の交付申請をしております。令和3年2月10日の全員協議会におきましては、都市構造再編集中支援事業の概要というようなことで、位置図それから事業費等をまとめた形で資料のほう作成しご説明をさせていただいた経過がございます。

今回は、その申請した際の添付書類等につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明につきましては、都市整備課課長補佐の岡崎補佐より説明しますのでよろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○都市整備課長補佐 (岡﨑祐介君)

都市再生整備計画の添付資料につきましてご説明をさせていただきます。

今回、ご提出させていただきましたこの資料につきましては、先ほど部長のほうからもありましたとおり、2月10日に都市再生整備計画の概要について、こちらは5年間の整備計画につきまして全体の概要をご説明させていただいたところでございます。

こちらの添付資料につきましては、都市整備課で、この都市再生整備計画というものを作成しまして、 都市構造再編集中支援事業、この補助金を申請する際に、全体の計画にプラスして対象事業別に概要を まとめたものを国に提出するものとなっております。

内容としましては、まず現況図、こちらは全体、どの地域でこの都市再生整備計画をやるかという現 況図になります。

次に、こちらは算定の一覧になります。年次計画、こちらにつきましては、全体の事業が年度ごとに どれぐらいの規模で実施を予定しているのかという概算の事業費となっております。こちらに書かれて いる神立駅東口歩行者専用道路から複合交流施設、こちらの事業につきましては、私ども都市整備課に おきまして各担当課とヒアリングを行いまして、各担当課から見積りなど全体の概要を提出いただきまして、こちらのほうに掲載させていただき、国に提出したものでございます。

これ以降の内容につきましては、各担当から上がってきたものをそれぞれ道路事業、それから公園事業などに図面等を落としまして、これらを全体の計画と一緒に添付資料として国に提出したものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

資料ありがとうございました。

やっと出してもらって、これがないと審議にならないんですよ。はっきり申し上げて。

これね、資料いただいた、全協でいただいたものだと、交付期間が令和3年から7年と5年計画だということですよね。それで、総額が29億5800万なんですよね。ですからこういう数字が上がっているのに、上がってて、先ほど言ったように例えばこれ申請したのが1月13日でしょ。

私は都市計画審議会委員で、ずっと皆さん方とお付き合いしてきて、こんな話全くなかったですよね。 その辺ちょっと理由を教えてください。

○都市整備課長補佐 (岡﨑祐介君)

こちらの都市再生整備計画につきましては、都市計画審議会のほうでもいろいろご審議をいただいた 都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画、これらの方針、それから位置づけた施策に基づい て、計画を各課から、令和3年度末に事業化をしそうな事業、向こう5年間で実施する事業についてご 提出をさせていただいたものですから、今回、国の交付金の申請ということで、説明をしなかったとい うことでございます。

○矢口龍人委員

この計画書の、これ当然起案しているわけですよね。これ起案はいつやったんですか、これは。

○都市整備課長補佐(岡﨑祐介君)

令和3年1月8日に起案をいたしまして、決裁いただいたのが13日でございます。

○矢口龍人委員

起案でね、この整備計画の、要するにこれ資料、これだけ立派な資料がありますけれども、これ当然 コンサルが入ってやっていると思うんですよ。これはいつ発注して、どういう内容で発注したのか。 あと、これに至る当然起案があると思うんですよ。それをちょっと説明いただけますか。

○都市整備課長補佐(岡崎祐介君)

こちらの都市再生整備計画につきましては、コンサル等の委託のほうはしておらず、都市整備課の職員で作成をしております。

全体の流れを申しますと、6月に国のこの補助金に対しての概算要望というのがございますので、 粗々の計画を提出をいたしまして、1月に本要望という形になりますので、その期間、各課と話をしな がら、どういった事業が事業化されそうなのかというのを検討しながら、作成をしてきた経過がござい ます。

○矢口龍人委員

今、6月からとおっしゃいますけれども、都市計画審議会もずっと続けていたわけですよね。出来上がったのは12月なわけですから、その間に幾らでも立地適正化計画と、それからマスタープラン、両方

同時にやっていたんですよね。ですからあの中に全く入っていない状態で、この計画が進んでいたとい うことだと思うんですよね。

でね、私こう思ったのは、この中で都市機能誘導区域というのを設定しましたよね。その中であれば、例えば都市公園にしても複合施設にしてもいいと思うんですよね。どうなんですか、その辺の見解は。 〇都市整備課長補佐(岡崎祐介君)

この、私どもが今申請しております都市構造再編集中支援事業、この補助金につきましては、都市機能誘導区域内であれば、こちらどこでも大丈夫でございます。

○矢口龍人委員

そうですよね。ですから、例えば、何もこの複合施設を何でもかんでもここに建てる必要はないんで すよ、市長。ね。この誘導区域というのは、実は日立建機さんの千代田アパートも入っているんです。 あれ下稲吉小学校辺りまでずっと入っていると思うんですけれどもね。

ですから、すごい広い地域なんですよ。だからその中で、公園でも、それから複合施設でもできると思うんですよ。どうしてここにこう偏っちゃったのかなって、非常に私は不思議に思っているんですけれども。市長、何かこのお話でお答えいただけますか。ここに決めた理由というのを。

○市長(坪井 透君)

担当から説明を申し上げます。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

複合交流拠点と都市公園の今回の案の一応決めた経過というのは、先ほどのご説明申し上げましたように、各種構想の中で適地を抽出して検討した中で、また、その先ほどの都市再生整備計画に載せて本要望に挙げるのには、用地の確保がある程度見込めなければいけないというようなこともありましたから、そういったことを、先ほど意思形成過程で申し上げましたようなプロセスを経て、適地というふうに考えた場所としましたので、それを含めたその中心市街地形成地区というのは、その地域的な課題とか、実現可能な事業とか、そこに有利な補助を取り付けるための計画でございますから、そういう形で、国・県とのヒアリングを経て、あのようなエリアの設定に至ったというふうに理解しております。

○矢口龍人委員

この基礎調査をやったわけですよね。その土地の適正な土地の調査をやったと思うんですけれども、 それで、その調査の中で、本来は例えば議会にもこういうふうな調査をしたらこんな結果が出ましたと いうぐらい、本当はね、いかがでしょうかぐらいあってもいいと思うんですよね。

でね、内容が全然分からないんですよ。どういうふうな調査で、何か所ぐらい当たって、それで、最終的に今のおっしゃっている地区が妥当だということで、決められたというお話なので、その辺ちょっと具体的にご説明いただけますか。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

平成30年に契約をいたしました土地利用基礎調査業務委託でありますけれども、こちらの報告書につきましては、令和元年5月22日、総務委員会、5月28日、全員協議会にご報告をしている書類と同じ書類ですけれども、13ページ、21ページに提出をさせていただいてございます。

そちらの13ページで説明をさせていただきますと、議案の調査の概要といたしましては、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、住宅や都市機能などが集中しているJR神立駅周辺の防災機能の向上と、行政施設の整備検討を図るということで調査をいたしてございます。

そのような形でご報告はさせていただきまして、この中での土地利用の結果につきまして報告をさせていただいた内容でございます。

8ページに、その土地利用調査の図面を提出させていただいておりますけれども、この中で、適地を 見つけるということでございました。この時点では、15か所の適地が見つかったということでございま す。その後に、令和元年度中心市街地土地利用基本構想におきまして、そのうち2か所に絞っていった というような状況でございます。

○矢口龍人委員

ちょっと待ってください。今この8ページ見ると、これ今回のこの日立製作所のところに丸ついてないでしょう、これ。違うところについているんじゃないですか、これどういうことなんですか、これは。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

20ページですね。

丸をつけるとか、そういうことではなく、土地の利用状況を調査して図面に落としたものでございますので、この赤いところが適地にあるとかということで、この図面を作成しているわけではなく、畑でありますとか、田んぼでありますとか、山林と、そういったような形での調査報告となってございます。

○宮嶋 謙委員

この後、先ほど説明がありました令和元年7月19日契約の798万1200円で、中心市街地土地利用基本 構想を策定調査を依頼してあるということで、このここで2か所に絞り込んであるということですよね。 この基本構想の中身を見せていただきたいんですよね。

その後、令和2年10月の起案で、第2候補地への検討が必要となったということなので、第1と第2があって、その後、第2に絞り込まれたという経過が分かるので、その元となった中心市街地土地利用基本構想を出してください。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

こちらの2カ所でございますけれども、当該施設を建設する、整備するための土地の適地を、候補地 2か所に絞ったわけでございますが、土地の所有者もございますので、場所を特定するような形での報 告書になってございます。でありますので、提出のほうは控えさせていただきたいと存じます。

○宮嶋 謙委員

だって、その候補地2か所に絞ったものがどこだか、どういう過程でその2か所に絞り込まれたっていうのが、この800万近くのお金をかけて調べたわけじゃないですか。その過程が分からなくて、なんでこの最終的に第2候補になったのか、どうして我々は分かるんですか。

今、何回も言っているように、どうしてここに絞り込んだのか分からないからって質問が繰り返されているわけですよ。その基となった資料を出さなくて、これは終わりませんよ。出してください。お願いします。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

私どもだけで土地というものは購入することはできません。土地の所有者の方のお考えもありますので、そういったこともございますので、私どもとしましては、土地の取得の交渉過程ということでございますので、公開は控えさせていただきたいと考えてございます。

○宮嶋 謙委員

そうしたら最終的に案に残らなかった第1候補の住所とか場所が特定するところだけ伏せて、第2候補の場所は分かっているわけだから、そこだけ第1の場所が特定できる部分だけ伏せて全体を出してください。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 5時20分]

会議を再開いたします。 [午後 5時30分] 説明を求めます。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

ただいま資料をお出しさせていただいております。

こちらにつきましては、現在土地を取得しようとしているところの候補地として上げさせていただいたところでございます。当初、この中の面積1万1464平方米(概算)、こちらにつきまして左側の土地の赤い点線全部を足し合わせたところでございまして、当初、この中の土地の左側の土地、27.5という数字がちょっと出ているかと思いますが、そちらの数字を、土地を購入してはいかがかということで最終的に残ったところでございます。

こちらにあります内容といたしまして、周辺土地の利用としては、田んぼ、畑、駐車場用地、共同住宅、戸建住宅等があり、JR神立駅から660メートルということでございます。

前面道路が中央東西道路で18メートル、南北道路で4メートルと、歩道の状況としては中央の東西道路で127メートルということでございます。

500メートル圏内の施設として、土浦神立工場、さらには信用組合神立支店、スーパー等々あるような状況での、候補地として選ばせていただきました。

この選ぶ基といたしましては、先ほど説明させていただいておりますけれども、平成30年12月25日契約の土地利用基礎調査業務委託の中で15か所が選定されております。その中で、神立駅に極力近く歩いてアクセスできる、また停車場線や幹線沿いで車でもアクセスしやすい位置ということで、2か所選定をさせていただいたということでございます。

その中の候補地の1つが様々な条件、私どもが提示いたすものと先方でのお考えということでございまして、2か所のうち、本市の考え方と合致しました土地で整備を進めるということで、今般、土地の取得の債務負担行為、さらには基本調査の委託等を予算化させていただいている、上程させていただいているところでございます。

なお、繰り返しになりますけれども、この当初、左側のほぼほぼ5,000平方米のところですけれども、こちらの土地を購入する旨、地権者に申し出ましたところ、この土地だけではなくて、ほかの土地も購入して整備を進めてはいかがかということで意向が示されましたので、2万9000平方米ほどの面積となっているところでございます。

○佐藤文雄委員

これは15カ所のうち2か所ですか。ようやっと見つかった2か所ですか。それをまず教えてください。 〇政策経営課長(槌田浩幸君)

先ほどの平成30年12月25日契約の委託の中で15か所選定をということで出てございます。その中のうちの2か所ということになってございます。

○佐藤文雄委員

このもう1つの1か所は、まるっきりバツですよね。こんなところ選定なんかしたって適地とは言えないですよ。現場見てますか。この長屋的なところがあるでしょう。ここ、いつも私も気になっているんですがね。もっともっと適地なところありますよ。

この前宮嶋委員がね、ふれあい公園ですか、5,000平方米ぐらいあるよというようなことを言いましたよね。それも考えれば、新たな土地を作ろうと言うんであれば、買おうと言うんだったら、あそこは、もっともっと購入できるチャンスはありますよ。

私なんかは、今、行革FM推進室がどう考えているのか分かりませんが、勤労青少年ホームね、あれはもうぼろぼろですよ。あれはもう解体して、あの土地は借地ですから、アライさんにお返しするということも必要だと思うんですよね。

そうすると、あのふれあい公園のところは非常にいい場所になってくるわけですよ。そこで緑地を求めるんだったら、その緑地をすぐそばに購入するということも可能なんじゃないんですか。そうすれば中央出張所のほうも行きますし、みんな歩いてすぐ来れると。

逆に、この神立停車場線は、これ壁になっちゃってますよ。行き来が簡単にできないですよ。で、ようやく神立停車場線を乗り越えて、そっちにたどり着いたら、今度は神立、町になっちゃうんですよ。 土浦市になっちゃうんですよ。とてもとても、第2候補もバツですよ。どうですか。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

まず、こちらの候補地でございますけれども、この候補地の赤い点線が何か所かあると思いますが、こちら全体で1つとして考えておりました。もう1つ同じような形というか、形状ではありませんけれども、もう1か所候補地として別なところを考えておりましたが、そちらは地権者と私どもかすみがうら本市の条件が合わずに、そちらは断念したということで、条件があったこの土地の中の左側の台形と言いますか、三角形と言いますか、そちらの土地を、今回求めていくということでございます。

また、中央出張所ですね、働く女性の家近くの公園につきましても、都市公園でございますので、公園として現状減らすことができないという状況もございますので、あの土地につきまして公園として残していくような形で考えてございます。

先ほども、繰り返しになりますが、当初の15か所の中から神立駅が近く、アクセスができやすい、車でもアクセスしやすい位置ということで、このような今回の土地の選定となったわけでございます。

○佐藤文雄委員

えっとね、ふれあい公園は、適地というふうに、今公園になっているからもう絶対に駄目だという話 じゃないですよ。あそこは、第3保育所でしたか、ありましたよね。あと出張所もあったんですよね、 あそこに。そうでしょ。それが移転して、さくら保育所移転をしているという経過がありますよね。

でも、いずれにしても、あの場所については、今梨畑になっていますがね。もう梨畑なんかは、もう既に次の後継者の問題が出てきますよ。ただ緑地を求めるんであったら、がちがちにならないで、あのエリアを設定をすることも可能だというふうに私は言っているんですよ。それは全く考えていなかったんですか。

○政策経営課長(槌田浩幸君)

繰り返しになりますけれども、神立駅から、先ほど条件に近いところということで考えておりました。 また、こちらの都市機能誘導区域の中の、今回、都市再生整備計画の区域ということで、こちらで整備 をするというような内容で、補助申請をさせていただいたということでございます。

○川村成二委員長

委員の皆様に申し上げます。

本件に関しましては4日間論議を続けてまいりました。委員の数だけご意見、ご要望等、お考えそれ ぞれあると思います。このまま継続しても、要望等で予算案の修正をすることではなくて、予算に対し ての決を委員会としては取らなければなりません。

ですので、質疑については、あと少し進めていき、質疑を終結して採決に入っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[何事か言う者あり]

暴言は謹んでください。

要求された資料については、執行部側で出せるものを出してきました。その出してきた内容について意見等も今皆様からお聴きしております。

この先、皆様のご意見を聴いて、どこに、どの方向に持っていくかということを整理するのは、なかなか困難ではないかと私としては考えておりますので、どこかで結論を出さなければ、この委員会は終わりません。その辺のことは委員の皆様にもご理解いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

そこをできなければ、私は委員長としての職務も全うできません。

全会一致をもって委員長に指名されましたが、ここまで委員会の進行に対して異論を唱えられては、 私としては委員会の整理をすることができなくなります。

ぜひ、委員の皆様は理解をしていただいて、自分の考えについては、討論、あるいはこの後の採決で、 しっかり議員としての意思表示をしていただければよいのではないかと、委員長として考えております。 議論をされなければならない土台の提示を4日間、皆様のご意見を聴いて資料を提出させていただき ました。ここまでやった委員会はこれまでもありません。

では、その後、いつまでやればいいんだという目安は誰が立てるんですか。無制限に時間があるわけではないんです。

私としては、ここまで最後の最後まできてますので、この時点で、皆様の決を取りたいと…。

[「強行採決だ」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

結構です。

そういうことで、議事を進めていきたいと考えております。いかがでしょうか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

異議ありという発言がございましたので、これについては、起立により採決を取りたいと思いますが、 先ほども申しましたとおり、あと少し質疑の時間を取りますということを、先ほどから申し上げており ます。

よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますか。

○佐藤文雄委員

総合計画の話をしましたよね。総合計画は、かなり大雑把なんですよ。具現化するのが前期、後期になると思いますが、そういう中身にはなっていないんですよ。今お話しましたが。どういうふうにこの複合交流施設というふうになってはいないでしょ。それを言っているんですよ。

公園を造るということ自体はみんな要望ですよ、確かに。ですから、ちゃんとした位置づけに基づいたもので、この立地適正化計画なるものにちゃんと立案をしているわけですから。そういう立案の中に、この計画が突然、この立地適正化計画、審議をしている間ですよ。その10月に5,000平方米というのを決めて、相手から要望があって2万9000というふうになっているわけでしょ。その話でさえ、全く出されていないんですよ。

総務委員会に報告されたのは、今年の2月5日ですか。全協は2月10日でしょ。これかみ合わないん じゃないですか。どうですか。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

まず、総合計画についてのお尋ねでございますけれども、従前は法令によって策定が義務づけられておりましたが、現在はそうではなくなりまして、議決をいただいた総合計画策定に関する条例によって定められております。

これが先ほど説明しました基本構想と基本計画からになりまして、基本構想というのは市のまちづくりの基本理念であり、市の将来像及び基本目標を示すものを言うということで条例で決まっております。そして、基本計画が基本構想実現のための基本的方向性及び体系を示すものを言うということで、条例で定めております。

このようなことから、一般論としては具体的な事項につきましては、その下位の個別計画に委任する ということになっております。

昨日答弁いたしましたように、個別計画の策定時期は、都市マスとか、立適等ございますが、法律等の定めによるほか、有意義な財源の確保に向けた計画の策定など、様々な事情によりますが、総合計画と整合を図り策定するということになります。

基本構想につきましては議決事項となっておりますので、その基本構想まで見直しが必要となるというような場合には変更案を議決いただくと、こういう仕組みになっていようかと思います。

その上で、この複合交流拠点については、前期基本計画において、その公共施設という施策の中で、総合的、計画的に管理し、公共施設の最適化を進めるという公共施設等マネジメント計画に、その個別計画として委任する内容になっていますから、基本計画の中に、その複合交流拠点建設という文言がなくても、それはマネジメント計画なり今般の個別計画なりの下位の計画で位置づけていくということで十分整合していると、私は考えます。

あと、その総務委員会と全協でお示しをする時期ということでございますけれども、やはりその意思 形成過程を経て、議会にお示しできる精度の計画なり議案、予算も議案でございますから議案となる、 そういう見込みが立った段階で、議員、議会のほうにはお示しをしてきていると思います。

特に、このような案件につきましては、その土地の所有者との関係性というものがございますので、協力をいただく側の事情というものもございますし、一方ではその協力をいただけない場合の事情というのもございます。

協力がいただけないようなケースの所有者というのも容易に推測がつくような形でお示しをしますと、その後の関係性においても、非常に懸念されるところがありますので、そういったところを慎重に判断をさせていただきましたので、この少しずつ資料が出てくるというところで、疑念をお持ちになってしまったかと思いますが、何としてもご理解をいただきたいということで、少し私自身も無理をして出しているような部分もございますので、くれぐれもその取扱いにはご留意いただきたいというのを申し添えまして、蛇足ではございますけれども、ただいまのお答えとさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○設楽健夫委員

交付申請書がね、どこの決定で出されているんですか。

〇都市産業部長(鈴木芳明君)

都市構造再編集中支援事業に係る令和3年度の本要望につきましては、要望は庁内で決裁をいただきまして、申請をさせていただいているような状況でございます。

○設楽健夫委員

その決裁はいつですか。

○都市産業部長(鈴木芳明君)

令和3年1月8日起案で、令和3年1月13日決裁をいただいているような状況です。

○設楽健夫委員

国に交付申請書を出す書類が、なぜ議員に知らされないんですか。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

本件だけに限ったことではございませんが、そのような補助、交付申請の予算取りのための申請をするとか、そういったところは市長の予算の執行権に係る、そういった権限の中で可能なものと理解をしておりまして、その提出に係るところを議員、議会にお示しするのは、先ほど申し上げましたように、ある程度の精度と、あとはその議決をいただくような案件に合わせて、お示ししますよと、こういう形で運用をしていると認識しております。

○設楽健夫委員

国に出す公の書類が議員に示されないっていうことは、あり得るんですか。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

例えば、その計画書が市民の皆さんにいろいろ意見を聴きながらつくったものを、重きをおいて作り込むような計画書もありまして、そういうときには広く公表する場合もあると思いますが、国に対して補助金の交付申請をするとか、補助金の交付決定をいただくための計画の承認申請を出すとかというのは日常茶飯事、かなり多くの事務がございます。そういったものはそれ自体を議会にお示しをするというのではなくて、それが結実した予算案ですとか、そういう形でお示しをしてご説明を申し上げているのが通例かと思います。

○設楽健夫委員

通例でも何でもないですよ。市民にとって大事な、そして予算を費やしていくこういう貴重な案件が、 市民の意見も聴かずに、あるいは示されもせずに出していく姿勢は、全く市民を無視した姿勢そのもの ですよ。いかがですか。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

本件についてのみお答えさせていただきますと、その話が出ているマスタープランとか立地適正化計画の中で把握をした市民ニーズというのを反映させて、こういう施設等の建設をしていこうという方向性であったわけですから、その時点で、その市民の皆さんの声は一旦はお聴きをしていると思います。

その上で、この用地の確保というのは非常に大きなウエートを占めますので、そこのところの見込みがついた上でお示しをして判断をいただくと、こういうプロセスになっておりますので、けしてその設楽議員がおっしゃるような姿勢で進めているということではないかと思います。

また、今後、市長のほうからも市民の声を生かして、設計等も進めていくというようなお話もございましたので、まだまだその機会はあるものと考えております。

○川村成二委員長

設楽委員、もう発言を整理していただけますか。

○設楽健夫委員

令和1年の5月22日に報告書が出されました。その都市公園の状況ということの、先ほどの資料の(7)には、稲吉ふれあい公園、2番目には逆西第1児童公園、3番目には桜塚公園というのが、6ページに記載されていますね。

もう1つは、先ほどから話がありますけれども、稲吉ふれあい公園の北側に、5反歩の調整池予定地 というのが、公共下水道事業計画変更内容という形で出されてきました。 そういう意味では、先ほどから検討していくという意味においては、十分に検討される条件があるにも関わらず、そして、その内容が検討される、あるいは議会にも示されることなく進めていくということは、これはやってはいけないことだというふうに思いますけれどもね。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

市といたしましても、情報公開のルールがありまして、それに則って積極的に情報は公開しようという、そういうスタンスでございますので、種々その中にある事情によって、公開の時期が遅れるものもございます。特にこの意思の形成過程、また国等の相手方がある場合、このような地権者がある場合等々、お示しをするタイミングというのが取れない場合もございますけれども、そういった中で、けして委員がご指摘のようなスタンスで臨んでいるわけではございませんので。

ただいまのご指摘等があって、そのようにお感じになる方もいるということを肝に銘じて取り組んでいきたいと思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

実は、提出いただいたスマートインターチェンジの資料について、ちょっと伺いたいことがあるんで すけれども、よろしいですか。

私のほうからは、これから年次ごとにどれぐらいお金がかかってくるのかというのを知りたいというふうにお願いしたつもりだったんですが。

公室長のほうから、20億ぐらい、一般的な話でしょうか。かかると。総額。そんなご発言もあったか に記憶しているんですけれども。

じゃ、その20億のうち、地元が負担するのはどれぐらいなのかとか、いろいろ心配ごとがありますので、年次ごとにこれからあとどれぐらいお金がかかるのかという資料を出していただきたかったということなんですが、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 6時01分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 6時01分] 答弁を求めます。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

20億円と申し上げましたのは、いわゆるパーキングエリアを利用して設置をするスマートインターチェンジの採択のひとつの目安ということで進めております。これは、それがあまりにもかかり過ぎる場合には、国のほうで採択がされないということになっているわけでございます。

ですので、20億円で収まるようなところが、まず手を挙げて私どものように相談をしていくと。そういうような、ある程度の歯止めと言いますか、マックスとは言い切れないんですけれども、そういう数字でございます。

その上で、どのぐらいの市の負担が生じていくかというのは、その一般的には、そのインターに入るまでの市道の取付部分の工事費ということになってまいります。

これは市道の整備ですので、ちょっと余計な話になりますけれども、市道整備の国庫事業を入れて、 補助裏の有利な事業債を入れてと、こういう通常の道路整備のような形で進めていくことになります。 それが果たしてどのぐらいの割合でNEXCOのほうと持ち合うようになるのかというのは、やはり NEXCOとの関係性の中で、はっきりと現段でお示しすることができないのが非常に残念なんですけれども。少なくても県道64号線からインターチェンジに至るまでの距離というのは、そう長い距離では、 一般的なほかと比べても長い距離ではないということですから、けしてNEXCOよりも市が負担が大きいとか、そういうような状況になることはないと申し上げて、これはいいと思います。

具体的な数字は今お伝えできないんですが、そういうことでご理解をぜひいただければと思います。

○宮嶋 謙委員

20億円の意味するところはよく分かりました。

もう、この委員会の中では資料提出難しいとは思うんですけれども、最終日の採決までに、ある程度 の見込んでいる金額というのはあろうかと思うんですよね。毎年毎年1000万円ずつこれが必要になった、 あれが必要になったって積み上がっていくのも非常に困るお話でありますので、少なくともこれだけは かかるというのが分かっている部分も、見えている部分もあろうかと思います。

で、相手との交渉によって、これよりは安くなるかもしれないけれども、今の見積りと言いますかね、 思惑としては、大体これぐらいで収めたいというような市の意向もあろうかと思いますので、その辺分 かる数字を、採決までに提出お願いしたいと思います。

○市長公室長(小松塚隆雄君)

実は、今定例会の前にも、私のほうからは、ぜひその事業費を出させてもらえないかということで、NEXCOのほうとは協議していただいた経過がございます。その上で、それは控えていただきたいというような経過があって、今回のようなことになっておりますので、再度、何かそのお示しをできるような範囲というものがあるかというのを確認をさせていただきまして、その中でできる範囲でご説明を申し上げるような資料としていきたいと思います。よろしくお願いします。

○川村成二委員長

ここで、質疑を終結したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

執行部に申し上げます。

ただいまの議論を聴いていく中で、執行部と常任委員会との連携がうまく取れていないということが強く言われておりますので、今後にあっては常任委員会の説明等しっかり進めていただくことを委員長として要望いたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 6時05分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 6時07分]

これより議案第19号について討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

いろんな議論の中で、複合交流拠点整備事業についてね、債務負担行為が出されましたけれども、これは、全くの議会無視だというふうに思います。

新広域ごみ処理施設建設、あのときも、まさに市民に全く知らせもしないで組合に入る。組合は実際には、もう建設する、建設が前提の組合に加入になったわけですよね。

今度は、日立製作所の土地、これ全部買おうじゃないかということが前提になって始まっているようにも思われます。これはまさに暴走だと言わざるを得ません。これはやっぱり一旦立ち止まって、これは取り下げるべきだというふうに思います。

それと、私は今まで、訴訟もやっていますけれども、新治環境クリーンセンター、これはまだまだ使えます。あと十五、六年、使えるのは明らかだと。

本当は生活環境課のほうで、私の質問にまだ答えていないんですよ。なんで1億7000万円だったのが1億9000万円になったんだということについては答えていないんですよ。私は、これは1億9000万円であれば単独で運営できるんですよ。私は16億円もかけて解体するよりも、転用施設を活用すると、これが正しい道だと。税金の無駄使いはやめてほしいというふうに思います。

それとスマートインターチェンジです。全くスマートじゃない。20億という数字がありますけれども、いずれにしても幾らかけても、これは有効に使えない。私はそう思います。

これ以上、官製談合とも思われるオリエンタルコンサルタントですか予定価格もきっちり決めないままに随意契約するとか、これは官製談合にも疑われると私は思います。これはやめてほしいというふうに思います。

あとは、いろいろ議案審査の中で考えたやつを、まとめて本議会で討論したいと思います。

○川村成二委員長

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に附託されました議案等の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それではそのようにさせていただきます。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

暫時休憩いたします。 「午後 6時12分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 6時12分]

今、佐藤委員から、会議録の粗原稿を会期中にという提出できないかということで話でしたけれども、 今事務局に確認しましたところ、業者での対応は無理があると言うことですので、ご理解いただきたい と思います。

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ないようですので、以上をもって令和 3 年第 1 回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

4日間にわたる慎重なるご審議、大変ありがとうございました。 ご苦労さまでした。

閉 会 午後 6時13分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年第1回定例会議案審查特別委員会

委員長 川 村 成 二